

川口市教育振興基本計画（案）

（令和8年度から令和12年度）

令和8年4月

川口市教育委員会

もくじ

第1編 総論	1
第1章 「教育振興基本計画」策定の背景と趣旨	1
第2章 計画の基本的事項	2
第3章 本市教育を取り巻く社会の動向・現状	3
1 教育を取り巻く社会の動向	3
2 本市の教育の現状	6
第4章 本市の教育のめざすべき姿	18
第2編 各論	21
第1章 すべての子どもが学べる多様な環境づくり	21
【施策1】幼稚園・小学校・中学校教育の充実	22
【施策2】高等学校教育の充実	54
第2章 こどもの成長をサポートする基盤づくり	59
【施策3】教育力向上のための体制づくり	60
【施策4】誰もが適切な教育を受けられる環境の充実	76
【施策5】教育的資源の活用	82
第3章 生涯学習・スポーツができる環境づくり	85
【施策6】生涯を通じて学び続けられる環境の充実	86
【施策7】目的に応じてスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境の充実	92
第4章 歴史の継承と文化芸術の発信	97
【施策8】歴史的資源の保存と活用	98
【施策9】文化芸術の発信	106
第5章 教育行政経営の基盤強化	111
【施策10】教育施設の適正化	112
第3編 計画推進にあたって	121
第1章 計画の実現に向けて	121
1 基本的事項	121
2 情報の共有	121
3 連携の推進	122
4 新たな変化への対応	122
第2章 効果的な計画の推進に向けて	123
1 計画の進行・管理	123
2 指標	124

■資料	131
関係法令（抜粋）	132
1. 教育基本法	132
2. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律	132
アンケート調査の概要	133
1. 調査実施の目的.....	133
2. 調査対象者	133
各種調査結果概要.....	135
教育振興基本計画策定の経緯.....	148
用語集	149

第1編 総論

第1章 「教育振興基本計画」策定の背景と趣旨

平成18年12月に改正された教育基本法では、政府に教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画策定を義務づけたほか、地方公共団体には政府の策定した計画を踏まえつつ、地域の実情に応じて、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を策定することが努力目標とされています。

また、平成27年4月に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（教育大綱）を定めることが義務づけられました。

本市では、令和3年3月に市長が総合教育会議を開催し、教育委員会と協議のうえ、川口市教育大綱を策定しました。この教育大綱は、本市のまちづくりのビジョンである第5次川口市総合計画（後期基本計画）との関連性を重視し、「人としごとが輝くしなやかでたくましい都市 川口」という将来都市像を教育分野からめざすものとししました。そしてこの教育大綱で示した本市の教育の指針についてより具体化を図るため川口市教育振興基本計画を策定し、令和3年度より、この計画にもとづき本市の教育政策を推進してきました。

計画の期間中においては、川口市立高等学校附属中学校を開校し、中高一貫教育を推進し、市内外の多くの生徒から選ばれるリーディング校としての確立や、学びの多様化学校の開校に向けた具体的な検討を進めてきました。一方で、全国的には人口減少社会や少子高齢化が一層進行するとともに、科学技術の飛躍的な進歩、経済的な格差の拡大やこどもの貧困の増加、地域コミュニティの変化、さらにはコロナ禍より始まった新しい生活様式等、本市を取り巻く社会の状況も大きく変化してきました。

本計画は、こうした社会状況の変化に対応するとともに、これまでの教育施策の成果や課題を踏まえ、中長期的な視点に立ち、今後5年間に取り組む本市の教育施策の方向性を示すため、川口市教育振興基本計画を見直したものです。

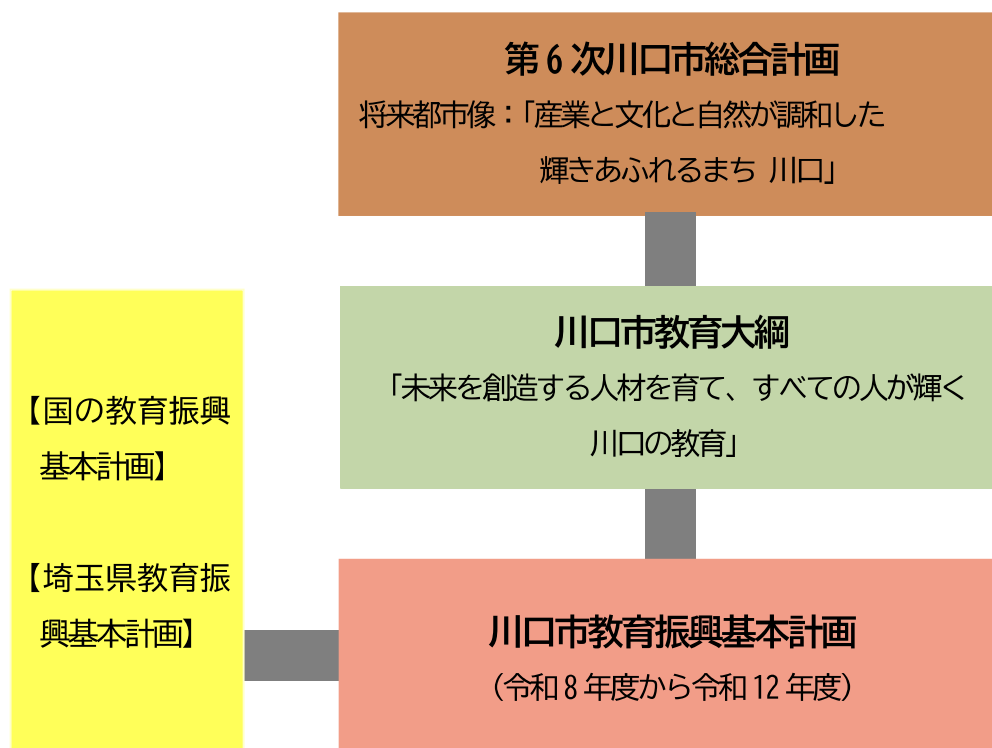
第2章 計画の基本的事項

川口市教育振興基本計画は、本市の教育の振興にあたっての施策に関する基本的な事項を定めた計画であり、教育基本法第17条第2項にもとづいて策定しています。計画策定にあたっては、第6次川口市総合計画、川口市教育大綱に示された方針にもとづくとともに、令和5年に策定された国の第4期教育振興基本計画（令和5年度～9年度）及び令和6年に策定された第4期埼玉県教育振興基本計画（令和6年度～10年度）を踏まえています。

この基本計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間として設定しています。また、学校教育から生涯学習まで教育に関する幅広い施策を盛り込んだ構成となっています。

学校教育においては、誰一人取り残さない多様な学びの環境を整備し、学校と家庭・地域社会との連携を推進し、知・徳・体の調和のとれた人間形成と未来を創造する力を備え、次世代の地域社会の担い手となれるよう、本市ならではの教育施策を盛り込んでいます。

生涯学習においては、さまざまな学習機会を提供し、あらゆる世代の市民が生涯学習活動等に参加することを通じて自己実現を果たすとともに、精神的、肉体的、社会的に充実した状態を維持できる地域社会の形成につながる特色ある施策を盛り込んでいます。



第3章 本市教育を取り巻く社会の動向・現状

1 教育を取り巻く社会の動向

(1) 人口減少社会・少子高齢化の進行

少子高齢化が進行する我が国の人口は、平成20年の1億2,800万人をピークに減少に転じ、令和7年1月には約1億2,350万人となっています。出生数は年々減少を続け、令和6年には70万人を割り込む一方、老年人口（65歳以上）は約3,600万人に達し、総人口の28.8%を占めています。

本市では、今後しばらくはほぼ横ばいから緩やかな増加が続くものとみられますが、令和32年の61万人をピークに減少に転じることが見込まれています。また、少子高齢化もさらに進行するものとみられ、年少人口（0～14歳）は令和7年の6万8千人から令和17年には6万人と8千人近く減少する一方、老年人口（65歳以上）は同じ期間に13万9千人から14万7千人と8千人が増加するものと推計されます。

人口減少や少子高齢化の進行はあらゆる世代の教育環境に大きな変化をもたらします。今後の教育行政は児童生徒数に応じた学校規模の適正化、一人ひとりに個別最適な学びの保障、地域人材の教育参画、人生100年時代に学び続けられる生涯学習環境等を福祉分野や地域づくり分野と連携しながら進めていくことが求められます。

(2) 子育て家庭の多様化

経済のグローバル化が進む中、近年、本市では外国籍住民の急増に加え、外国籍住民だけでなく、異なる文化的背景を持つ家庭が増加し、子育て家庭のあり方が多様化しています。こうした社会の変化に対応するためには多様性を尊重し、すべての子どもが平等かつ安心して学べるインクルーシブ教育の推進が不可欠となっています。

一方、全国的にみると、就業者に占める非正規雇用の増加に加え、経済的に厳しい状況になるケースもあるひとり親世帯の増加等を背景に、子どもの貧困等が社会問題化しています。子どもの貧困は、教育の格差等にもつながり、子どもの学力との相関も指摘されています。

また、経済的な貧困は将来の進路選択や職業選択等にも大きく影響することから、貧困の連鎖や経済格差の拡大・固定化等も懸念されます。

2015年9月の国連サミットでは2031年までに達成すべき国際目標を示したSDGs(持続可能な開発目標)が採択され、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現をめざすとされています。こどもの貧困の問題もこうした視点で捉え、社会全体の課題として解決に向けて取り組んでいくことが求められています。

(3) 技術革新等の社会の急激な変化

人口減少・少子高齢化が進むことによる国内市場の縮小等も想定され、社会的な活力をいかに創出していくかが今後の大きな課題となっています。

情報通信技術(ICT)や人工知能(AI)等の科学技術の急速な発展は、社会生活をより便利で豊かにする原動力となる可能性を秘めている一方で、経済構造の激変やAIの普及に伴い求められるスキルや役割が変化することが想定されます。また、社会経済がさらにグローバル化する中で、市場開拓や人材獲得等も世界レベルで競争が激化していくことが予想されます。

各学校で教育課程(カリキュラム)を編成する基準である学習指導要領は、平成29年3月に幼稚園教育要領、小中学校学習指導要領、平成30年3月に高等学校学習指導要領が改訂され、令和4年にかけて段階的に実施されました。この改訂では急速な技術革新による予測困難な時代の中、「生きる力」をより具体化し、こどもの確かな学びの実現をめざしています。

現代の子どもたちは、生まれた時からICTがインフラとして身近にあるデジタルネイティブといわれており、情報を正しく読み解き、自分の言葉で発信していく力が不可欠となっています。どのような状況にあっても、たくましく生き抜ける能力を持った人材を育てることが、これまで以上に期待されています。

また、コロナ禍を経て、子どもたちのレジリエンス教育(困難・逆境を乗り越える力を養う教育)の必要性も高まっています。不確実性の高い社会において、精神的な回復力や自己肯定感を育む教育は将来の社会参画に向けた基盤となります。

(4) 家庭・地域の状況の変化

核家族化等の家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化、地域での人間関係の希薄化等に伴い、子育てをする親の負担や不安・孤立感が増加するとともに、家庭や地域での教育力の低下が指摘されています。こうした中、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざす「こども基本法」が令和5年4月に施行されました。

今後は家庭や地域の教育力を再構築する新たな取り組みが求められます。そのためには地域における世代間交流や地元企業との連携を深め、子育てや教育における地域のサポートを活用する等、子どもたちが地域に愛着を持ちつつ、健全に育っていくためには地域との関わりが重要となることから、家庭・地域・学校が連携を深め、地域全体で子どもを育てていく体制を強化することが必要といえます。



2 本市の教育の現状

(1) 児童・生徒の現状

ア 幼児教育

いわゆる「小1プロブレム」が課題とされており、本市の児童においても特に他者との関係における“集中力”や、“がまんをする”ことについて問題が顕在化する傾向にあります。幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。そのため、今後も引き続き、家庭や地域、幼稚園・小学校等がともに連携・協力し、教育活動の充実を図る必要があります。

イ 一人ひとりを確実に伸ばす教育

情報化やグローバル社会が進展する中、人口の減少や、AIの進化等が社会にもたらす産業や経済の構造的変化や雇用の多様化・流動化等により、社会の変化は激しくなり、その変化を正確に予測することが困難な時代になってきています。このような社会を生き抜くためには、こどもたち一人ひとりが主体的に社会に関わり、多様な人々と協働して新たな価値を創造し、未来を切り拓いていく力が必要になります。

そのためには、学習指導要領にもとづき、実際の社会や生活で生きて働く「知識及び技能」、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力」、こどもたちが、学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」を育むことが求められます。

これからは、これまで以上に、児童生徒一人ひとりの特性と成長に着目し、一人ひとりを確実に伸ばす教育が大切となります。

ウ 学力

令和7年度埼玉県学力・学習状況調査（全14項目）において埼玉県の平均正答率を上回った項目数は6項目、同値であった項目数は3項目でした。本市の児童生徒の学力は一定の水準を維持した傾向にあります。

今後の課題として、引き続き基礎的・基本的な知識や技能をしっかりと定着させることはもちろん、学んだ「知識や技能」を活用し、課題を解決するために必要な「思考力、判断力、表現力」等の学力を確実に伸ばす学習指導が必要になります。

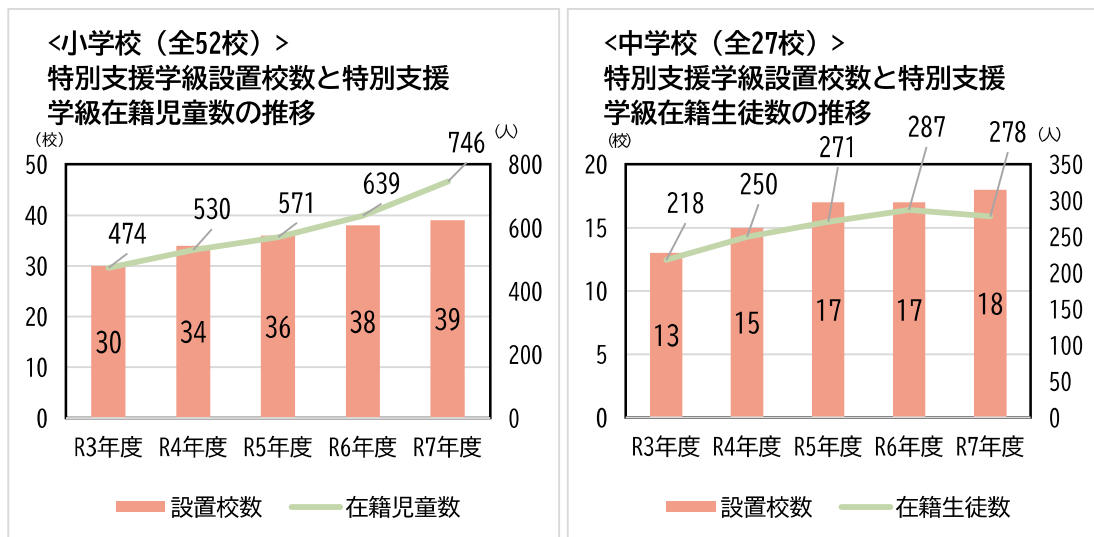
また、一人ひとりの学力が毎年どれだけ伸びているのか、学習内容がどれだけ定着しているかを把握し、指導の工夫改善に生かす必要もあります。

エ グローバル化

子ども達がこれからの社会を主体的に生きるためには、英語力の育成を基礎としながら、豊かな国際感覚を身につけることはもちろんのこと、伝統と文化を尊重し、我が国と郷土川口を愛する姿勢や、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する姿勢を身につけ、日本人としての自覚と責任を持って、グローバル社会に貢献できる人材に育てることが大切です。

オ 特別支援教育

障害のある子どもと障害のない子どもがともに学ぶための条件整備と、一人ひとりの教育的ニーズに応じた多様な場の整備を行い、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取り組みを一層推進し、障害のある子どものさらなる自立と社会参画をめざす必要があります。



カ 豊かな心を育む教育

少子化やデジタル化が進む中、子どもたちが人と関わる経験や体験不足が指摘されています。また、社会が変化し続け、価値観が多様化する中で、互いを認め尊重する豊かな人間性と、他者との対話や協働により社会性を育むことが求められています。

そのために、子どもたちが道徳的な課題を自分のこととして捉え、他者と協働して学ぶ姿勢を育むことが重要であり、体験活動を充実させるとともに、家庭や地域と連携し、道徳教育を推進することが求められます。

キ 生徒指導

少年非行については全国的に減少傾向にあるものの、凶悪犯罪や特殊詐欺に加担する少年が後を絶たない状況にあります。また、SNS を介してのトラブルが増加傾向にあります。

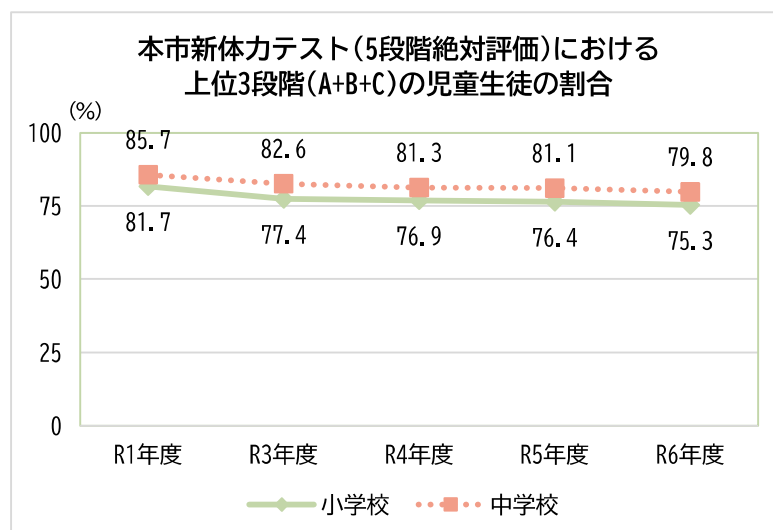
このような現状を考えると、少年非行を防止するための取り組みやさまざまな問題に対しては、地域や関係機関が連携を図るとともに、学校と家庭が一貫性を持った生徒指導体制を確立し、取り組みを進める必要があります。

また、「小1 プロblem」、「学級がうまく機能しない状況（いわゆる学級崩壊）」や「中1 ギャップ」等への対応についても継続して取り組む必要があります。

ク 体力の向上と学校体育活動の充実

本市の児童生徒の体力について、新体力テストの5段階絶対評価で上位3段階（A+B+C）の児童生徒の割合は、平成31（令和元）年度から令和6年度にかけて年々低下している現状です。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前までは、上昇傾向にあった本市の児童生徒の体力が再び上昇するよう、学校での体育授業や体育的活動等の充実を図り、総合的な体力の向上をめざして継続して取り組む必要があります。

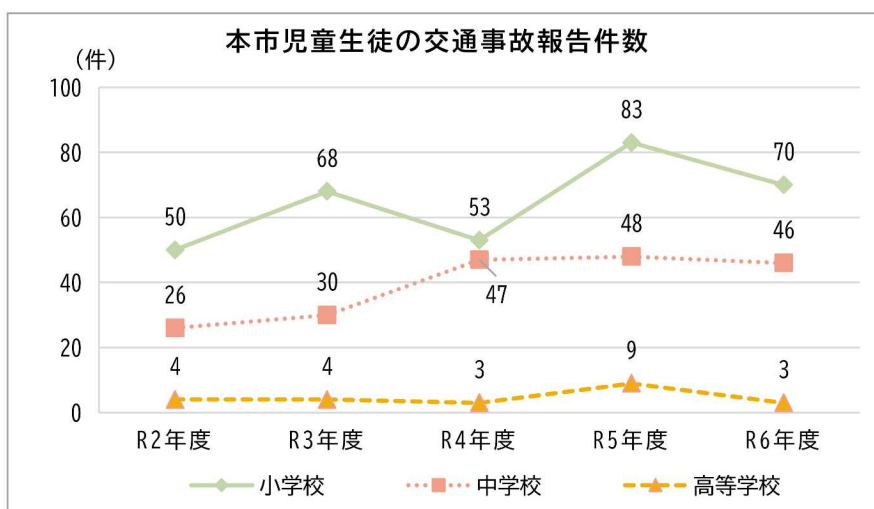


※令和2年度は、新体力テストの県での実施なし。

(2) 学校・家庭・地域の連携を図った教育の現状

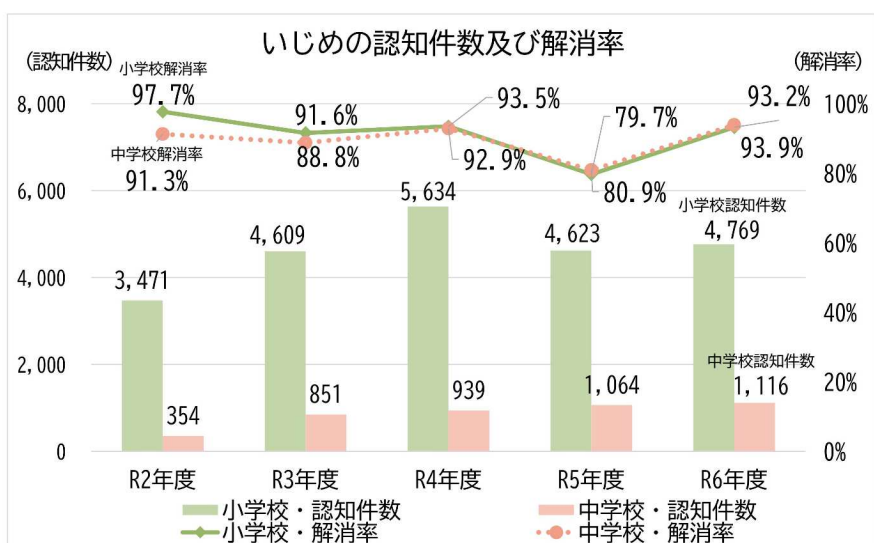
ア こどもたちの安全・安心

過去5年間における、市内で発生した本市児童生徒の交通事故報告件数のほとんどが学校管理下外で、中でも自転車によるものが多く発生しています。このことから、学校応援団やスクールガード等の協力を得て、学校・家庭・地域や関係機関が一体となり取り組む必要があります。また、近年、自転車の運転者が加害者となる事故が社会問題となっています。そのため、今後も引き続き、児童生徒に交通安全意識の徹底と啓発に取り組む必要があります。



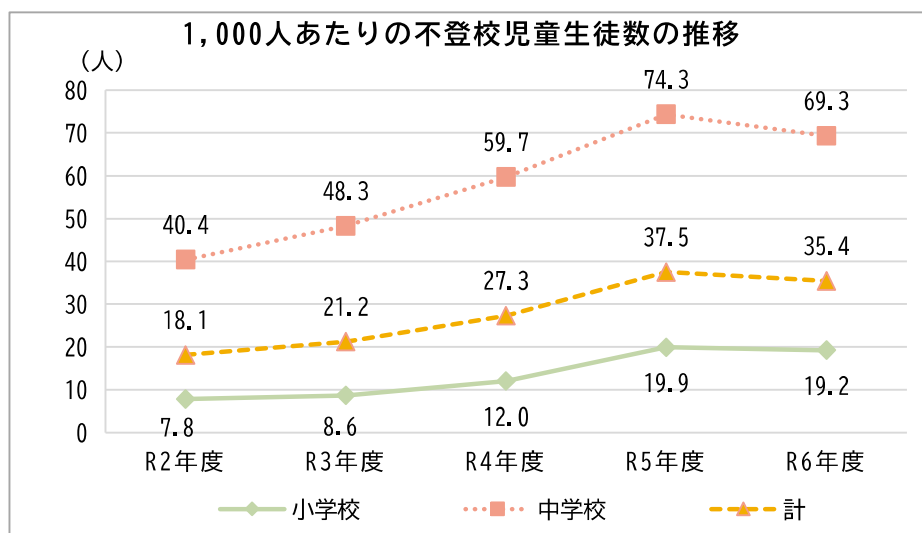
イ いじめ

本市のいじめの認知件数は、高い水準で推移しています。いじめは、どの子ども、どの学校でも、また学校以外でも起こり得るとの認識のもと、学校・家庭・地域や関係機関が一体となって、児童生徒にいじめを「しない」「させない」「許さない」という意識を醸成するとともに、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む必要があります。



ウ 不登校

本市の不登校の児童生徒数は、小中学校で増加傾向にあります。不登校は、さまざまな背景や理由に起因しており、その解決のためには、児童生徒一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対応や、未然防止・早期対応の仕組みの充実が大切です。また、児童生徒の社会的自立に向け、児童生徒一人ひとりの状態に応じた適切な支援が行き届くよう、学校のみならず、家庭・地域・関係機関が連携して不登校支援を進める必要があります。



エ 教育相談

学校教育において生徒指導上の諸問題は、多岐にわたるものとなっています。基本的な生活習慣の定着や規範意識の醸成等、日常の生徒指導に関する課題とともに、増加する不登校、いじめの深刻化、暴力行為等の問題行動、虐待等、心や生命に関わる問題に対しても、引き続き適切な対応が必要です。

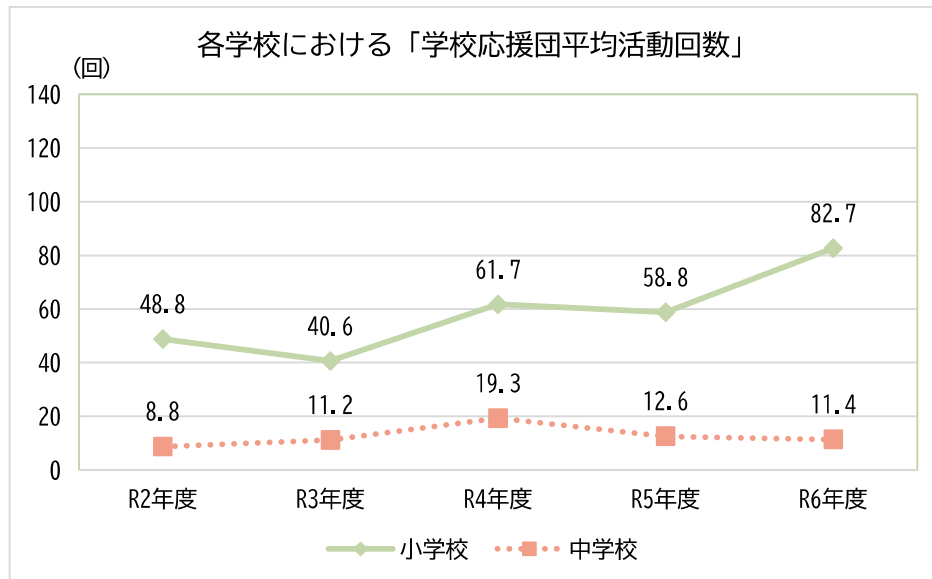
本市の教育研究所においても相談件数は増加傾向にあり、また、令和5年度以降、毎年10,000件を超える相談を受けています。

以上のことから、教育研究所や各学校における教育相談体制の一層の充実が求められます。

オ 地域学校協働活動

こどもの心や体の成長には、学校だけでなく、家庭や地域も大切な役割を担っており、それぞれが役割分担を明確にしつつ、相互に補完し、連携・協働してこどもの成長を見守る必要があります。そのためには学校応援団や放課後子供教室等の地域の教育力を生かす活動をより充実したものとし、「社会に開かれた学校」づくりを推進していくことが大切です。

そのため、より多く、より幅広い層の地域住民等の参画によるネットワークの整備を進める必要があります。

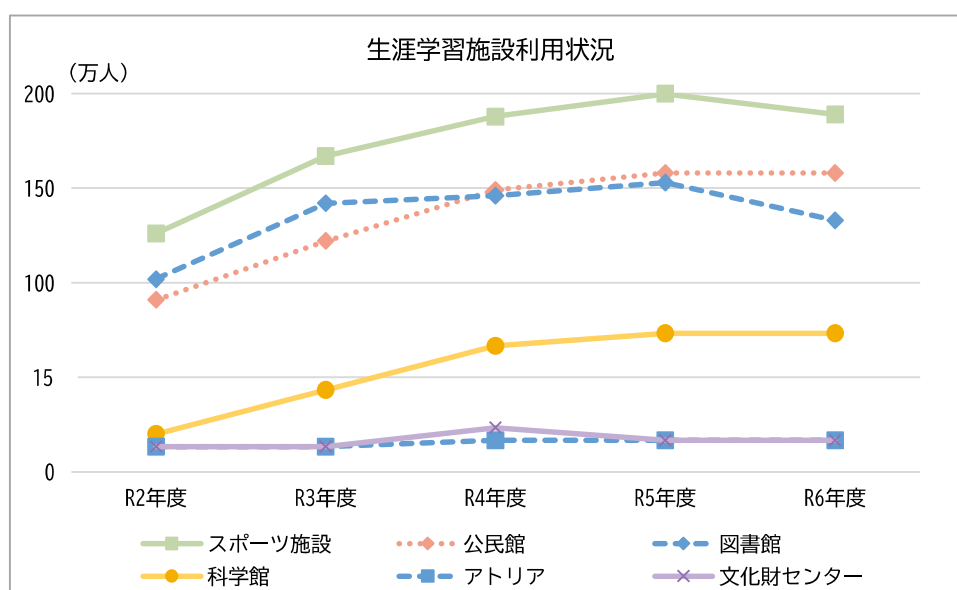


(3) 生涯学習・スポーツ活動

急激な社会変化の進展に伴い、個人の要望と社会的な要請は多種多様化しています。本市では、生涯学習・スポーツ活動を通じて、市民の知的・文化的な交流や健康維持促進を図っています。生涯学習活動は、社会教育施設としての公民館（34施設、類似施設を含む）、図書館（6施設）を中心に博物館類似施設としての科学館、文化財センター、アートギャラリー・アトリア（以下、「アトリア」という。）において、市民が自発的、主体的にいつでも学び活動できるよう多種多様な事業を展開しています。一般教養、趣味・実技に関するものから、専門性の高い分野や健康増進・情報化等、さまざまな分野の講座を開催するほか、オンライン講座により学習機会の多様化や充実を図っています。

一方、スポーツ活動は、市内のスポーツ施設（スポーツセンター（8施設）、青木町公園総合運動場、体育武道センター、スポーツ専用施設（17施設））において、市民がそれぞれの目的に応じて健康増進や競技力向上等に取り組める機会を広く提供するとともに、地域コミュニティの醸成に寄与してきました。

また、生涯学習・スポーツの両分野において、個人や団体による自主的な活動への支援にも力を入れており、イベント開催、多様な情報の提供のほか、取り組んできたことを生かして指導者やボランティアとして活動する機会の提供も行っています。



各年度施設利用者数

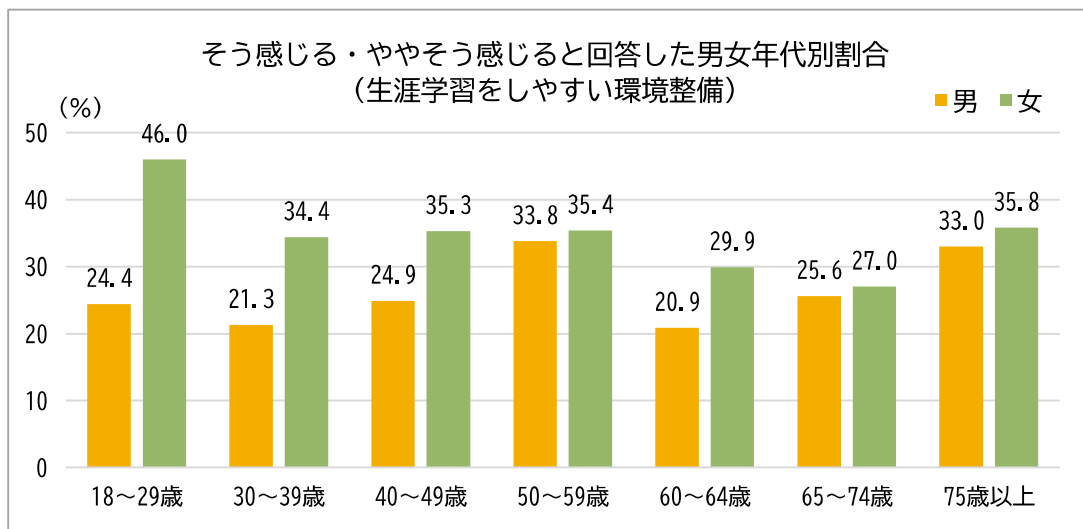
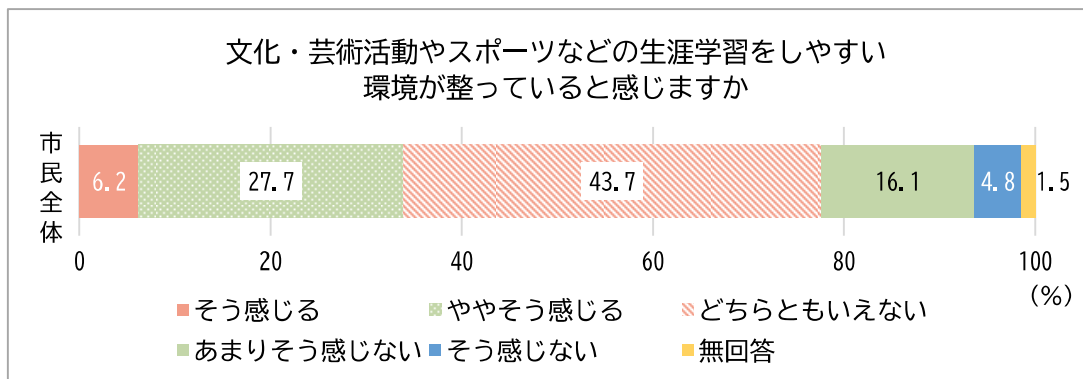
(単位：人)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
スポーツ施設	1,265,422	1,673,570	1,884,194	2,005,749	1,899,623
公民館	917,978	1,224,763	1,491,583	1,586,140	1,583,258
図書館	1,020,706	1,422,995	1,464,246	1,536,915	1,337,968
科学館	66,632	139,964	208,301	223,321	229,270
アトリア	40,178	42,737	53,239	55,100	53,430
文化財センター	47,051	44,150	74,077	53,271	59,863

令和6年に実施した「総合計画のための市民意識調査」の結果によると、「生涯学習をしやすい環境が整っている」と感じる市民（「そう感じる」、「ややそう感じる」と回答した人の割合）は、全体で33.9%となっています。属性別では、18～29歳の年齢では女性のおよそ50%の人が「そう感じる」としていますが、男性は20%台となっています。また、65歳～74歳では男女ともに20%代であり、性別や年齢層によって感じ方にばらつきがある傾向がみられます。

今後は、時代の変容に合わせ、市民の要請に応えた多種多様な事業のさらなる充実を図るとともに、利用者が求める知的欲求等への支援と効率的なより質の高いサービスの追及に継続して取り組む必要があります。

また、今後、学校や地域関係機関や企業との連携を図り、さらなる事業の充実とネットワーク化を推進し、利用者に対する支援やサービスの向上に努めていく必要があります。



令和6年度 総合計画のための市民意識調査結果報告書

(4) 歴史的資源・文化芸術

市内には、川口の歴史や文化を知るうえで貴重な、建造物や絵画、彫刻、書籍、典籍、古文書、考古・歴史資料等の有形文化財、地域に残る伝統芸能等の民俗文化財、記念物等、有形・無形の歴史資源としての文化財が多く残されています。

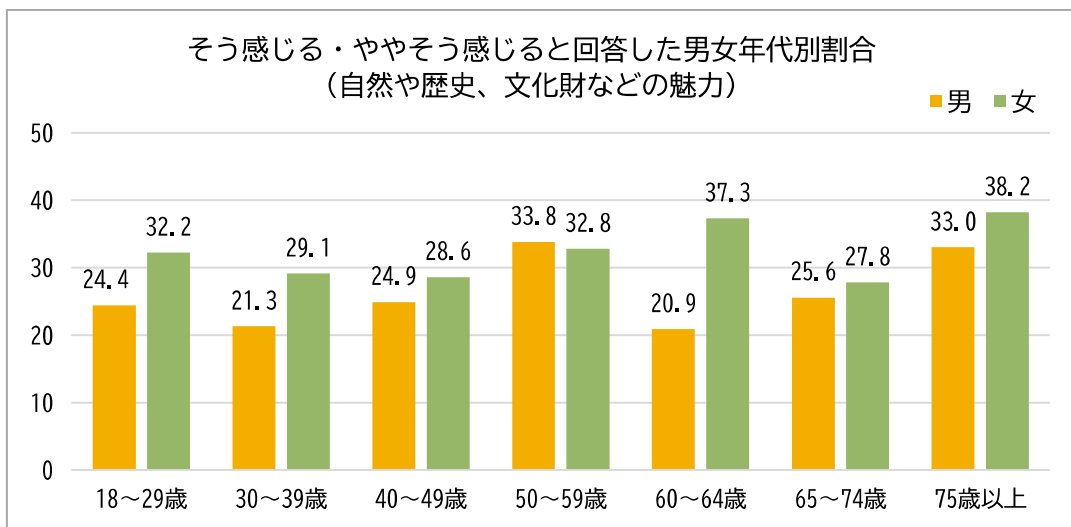
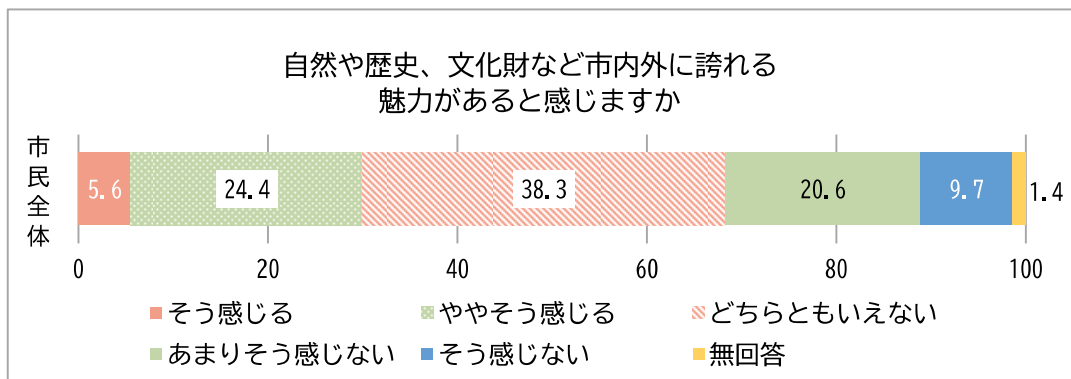
その中でも、特に歴史上、学術上貴重なものについては、国、県、市において、文化財指定・登録（令和6年度末現在：160点）を行うことにより、その保存に努め、市民共有の財産として、未来への保存継承を行っています。

■市内に所在する指定等文化財（単位：点）

令和7年3月31日現在

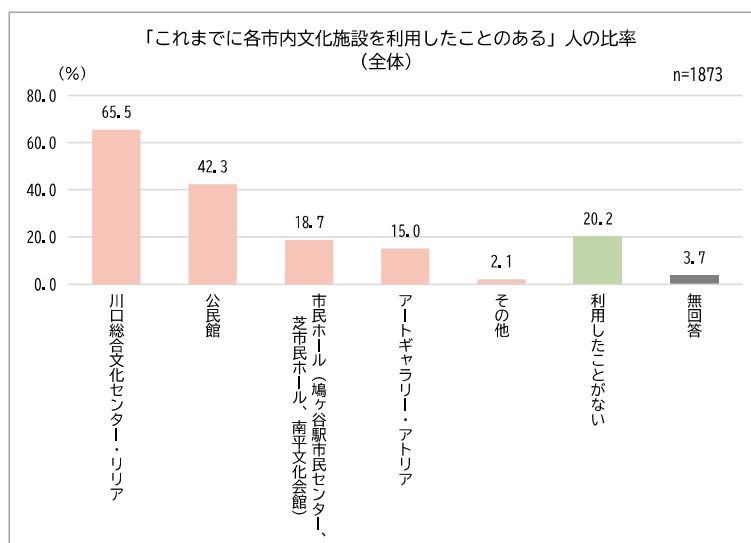
種 別	国	県	市	計	
有形文化財	建造物	1：旧田中家住宅	2	7	10
	絵画		2		2
	彫刻		5	6	11
	工芸品		4	7	11
	書跡・典籍・古文書		3	15	18
	考古資料		1	8	9
	歴史資料			29	29
民俗文化財	有形民俗文化財	1：木曾呂の富士塚		21	22
	無形民俗文化財			5	5
記念物	史跡	1：見沼通船堀	2	8	11
	旧跡		4		4
	名勝			1	1
	天然記念物		1	5	6
国登録有形文化財	17：旧鋳物問屋鍋平別邸 十一屋北西商店 永瀬昌文家住宅 永瀬孝男家住宅 大泉家住宅 旧森龍織物			17	
県選定重要遺跡		4		4	
合計	20	28	112	160	

令和6年に実施した「総合計画のための市民意識調査」の結果によると、「自然や歴史、文化財など市内外に誇れる魅力がある」と感じる市民（「そう感じる」、「やや感じる」と回答した人の割合）は、全体で30.0%となっています。属性別では、60～64歳と75歳以上の女性が35%を超えるものの、それ以外は20～30%台前半と低い傾向がみられます。そのため、今後も市内にある文化財の調査及び指定を進め、保護・保全に努めるとともに、文化財センター「郷土資料館」における特別展等で文化財や市の歴史、郷土ゆかりの人物等を紹介し、イベントでの体験やソーシャルメディアを活用した情報発信により、市民共有の財産としての文化財の価値や重要性について啓発をする必要があります。



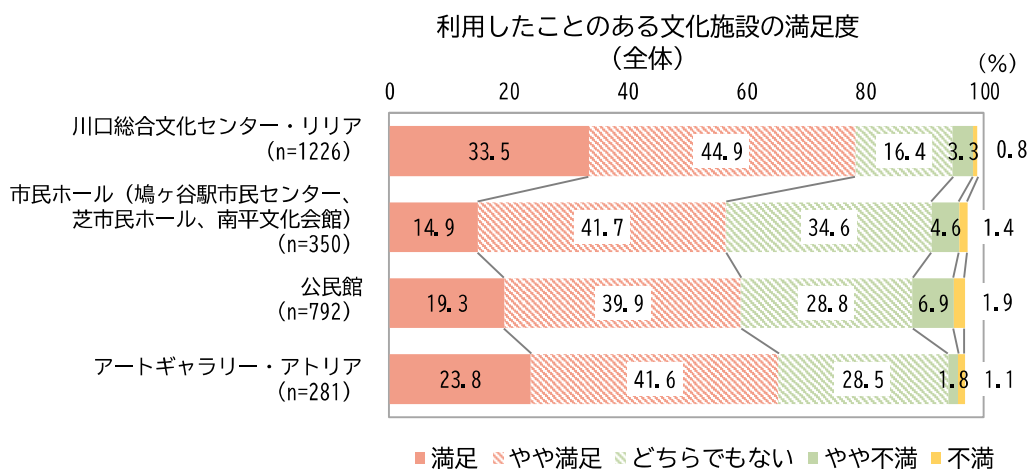
令和6年度 総合計画のための市民意識調査結果報告書

文化芸術に関する市内の状況については、これまでの市内文化施設の利用経験に関する調査では、全体の76.1%がいずれかの施設を利用したことがあると回答しました。中でも最も利用率が高かったのは「川口総合文化センター・リリア（以下、「リリア」という。）」で、その割合は65.5%、次いで「公民館」が42.3%でした。



令和5年度 市民意識調査結果

また、文化施設の利用経験がある市民に対して施設の満足度を尋ねたところ、「リリア」の満足度が最も高く、「満足」及び「やや満足」の合計が78.4%に達しました。それに続く施設は「アトリア」(65.4%)、「公民館」(59.2%)の順でした。



令和5年度 市民意識調査結果

一方で、「やや不満」や「不満」と回答した理由として主にあげられていたのは、施設の老朽化や機能面の問題等、建物や設備に関する課題です。

そのような状況の中、リリアは約2年にわたる大規模改修を終え、その隣接地には令和8年1月に新たに川口市立美術館（以下、「美術館」という。）が開館しました。これにより、川口駅西口周辺は文化芸術の拠点として位置づけられ、今後のさらなる活用が期待されています。

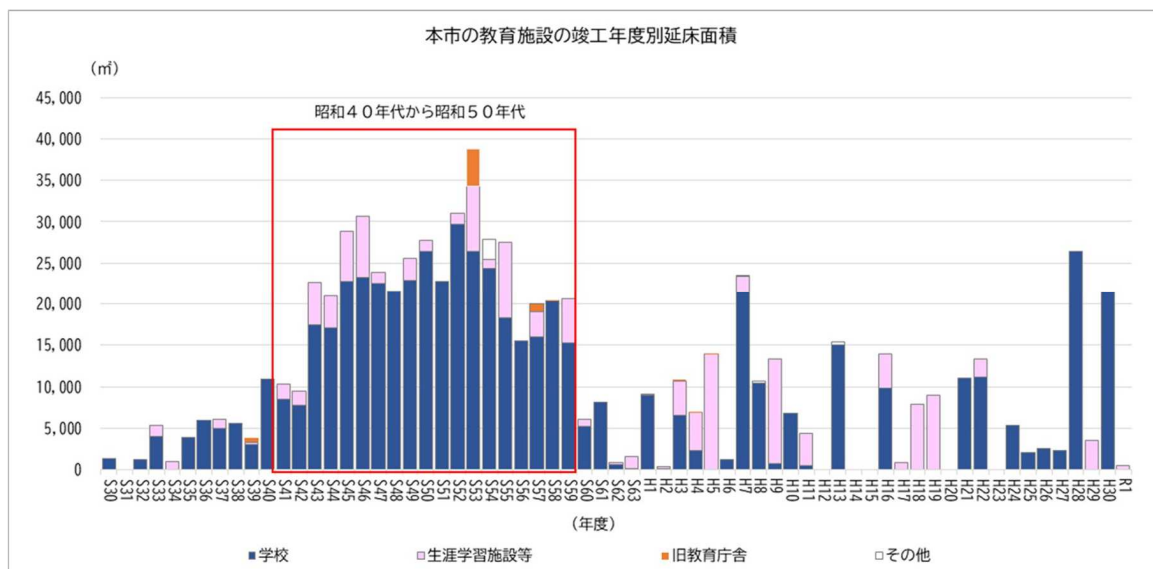
(5) 教育施設

本市の教育施設は、主に学校施設と生涯学習施設からなっており、その多くを高度経済成長期後半の昭和40年代から昭和50年代に集中的に整備しています。

今後、これらの施設が一斉に更新時期を迎える時期が到来しますが、本市では、将来、生産年齢人口の減少による税収の伸び悩み、高齢者人口の増加に伴う社会保障関連経費の増加が想定されることから、施設の更新に必要な費用の確保が課題となっています。

このことから、現在の施設の総量や規模及び配置のままでは、既存の施設を維持していくことは非常に困難な状況です。そのため、川口市公共施設等総合管理計画にもとづき、適正な施設の総量や規模及び配置を検討する必要があります。この考えにもとづき本市の教育施設では、これまでに市立高等学校3校の統合や、小学校と公民館との合築、婦人会館と青少年会館との統合等に取り組んできました。しかしながら、建て替え時期を迎える施設が多くあることから、今後も引き続き、適正な施設の総量や規模及び配置を検討していく必要があります。

加えて、施設が本来有すべき安全性や快適性を維持するとともに、安定した市民サービスを提供し続けていくことが求められることから、今後の施設の維持管理・更新に係る費用負担の軽減を図るため、各施設の中長期的な保全計画にもとづき、施設の点検・診断等を実施するとともに、予防保全型の維持管理を図り、施設の長期利用を促進し、施設の更新時期及び更新費用の平準化を試みていく必要があります。



第4章 本市の教育のめざすべき姿

<基本理念>

『未来を創造する人材を育て、すべての人が輝く 川口の教育』

私たちは現在、少子高齢化やグローバル化に加え、デジタル技術の進展や価値観・ライフスタイルの多様化といった社会的変化に直面しており、こうした変化に対応し、生き抜く力を育むことがこれまで以上に求められています。すべての人が生き生きと活躍し、輝きあるまちを実現するためには、教育の果たす役割がますます重要になっています。

こうした状況のなか、「いつの時代においても変わらない本質的なものを守りながら、時代の変化に適応していく」という「不易流行」の考えを踏襲しつつ、学校教育においては、これまで培った教育力と指導力の向上を図るとともに、知・徳・体の調和のとれた人間形成を引き続きめざします。さらに、すべてのこどもたちがその能力と可能性を最大限に発揮できる教育環境を整備し、未来を創造する力を備え、次世代の地域社会の担い手となれる育成をめざします。

また、生涯学習においては、幅広い年齢層が参加できる教育機会を提供するとともに、学びや活動への意欲の高まりを自己実現へと繋げるための支援を行い、すべての市民が精神的、肉体的、社会的に充実した状態を維持できる地域社会の形成をめざします。さらに、市民一人ひとりが輝き、個性と魅力を伸ばしながら成長できる環境を整え、学びを通じて豊かな人間性を育み、市民が社会の変化に適応し、地域に活力をもたらすことができる人材の育成をめざします。

『未来を創造する人材を育て』

未来を担う市民が持続可能な地域社会を築くためには、こどもたちをはじめすべての市民が持つ可能性を最大限に引き出せるよう、幅広い学びの機会を提供するとともに、健やかな成長を支える環境を整備することが重要です。さらに、多様性を尊重した教育を推進し、社会の課題に主体的に向き合い、解決する力や創造性を育むことをめざします。

『すべての人が輝く』

人はそれぞれ違った個性や能力を持っています。その個性や能力を伸ばし、社会の一員としてそれぞれの居場所を見つけ、自分らしく生きることが、すべての人の輝きに通じます。

そのため、知・徳・体の調和のとれた人間形成を進め、自らの人生を切り拓き、より充実したものにしていくことができる力を養うことで、すべての市民が輝く教育をめざします。

<基本目標>

I すべてのこどもが学べる多様な環境づくり

こども一人ひとりの特性や能力に寄り添い、誰一人取り残さない多様な学びの環境を整備し、持続的に発展する社会の創り手となる、知・徳・体の調和のとれた人間形成をめざします。

II こどもの成長をサポートする基盤づくり

学校・家庭・地域と行政が相互に補完・連携し、併せて教育的資源を活用することで、こどものさまざまな社会経験や活動の場を増やします。さらに地域ぐるみの安全体制を整備し、こどもの成長をサポートする基盤強化をめざします。

III 生涯学習・スポーツができる環境づくり

誰もが生涯学習やスポーツに親しめる環境づくりを通じて、一人ひとりの個性や魅力を伸ばし、自己実現を図ります。

IV 歴史の継承と文化芸術の発信

指定文化財をはじめとした歴史的資源の保存と活用や、誰もが身近に文化芸術に接し活動する環境づくりを行うことで、歴史、文化、芸術をすべての人が学び、楽しみ、心豊かな生活の実現をめざします。

V 教育行政経営の基盤強化

少子高齢化に伴う人口減少や、社会構造の変化を見据えた学校施設の適正規模・適正配置と、教育関連施設の集約化を含めた適切な整備に取り組みます。また、安全・安心な教育環境の整備や効率的な管理・運営を行うことにより、教育行政経営の基盤強化を図り、良好な教育環境のもとで総合的な教育の発展をめざします。



SDGs 未来都市 KAWAGUCHI

第2編 各論

第1章 すべてのこどもが学べる多様な環境づくり

こども一人ひとりの特性や能力に寄り添い、誰一人取り残さない多様な学びの環境を整備し、持続的に発展する社会の創り手となる、知・徳・体の調和のとれた人間形成をめざします。

関連する主な
SDGs のゴール



【施策1】幼稚園・小学校・中学校教育の充実

幼児教育の充実

- ア 幼児教育の推進

確かな学力と自立する力の育成を図る義務教育の充実

- ア 一人ひとりを確実に伸ばす教育の推進
- イ 新しい時代に求められる資質・能力の育成
- ウ グローバル化に対応する教育の推進
- エ 技術革新や時代の変化に対応する教育の推進
- オ 主体的に社会の形成に参画する力の育成
- カ 特別支援教育の充実
- キ 一人ひとりの状況に応じた支援

豊かな心と健やかな体の育成を図る義務教育の充実

- ア 豊かな心を育む教育の充実
- イ 生徒指導の充実
- ウ 人権を尊重した教育の推進
- エ 健康の保持・増進
- オ 体力の向上と学校体育活動の充実

【施策2】高等学校教育の充実

高等学校教育の推進

- ア 魅力ある高等学校づくり
- イ 中高一貫教育推進に向けた特色ある附属中学校づくり

【施策1】 幼稚園・小学校・中学校教育の充実

幼児教育の充実

ア 幼児教育の推進

■ 現状と課題 ■

幼児の生活に関して基本的な生活習慣の乱れ等が指摘されており、幼児教育の重要性が高まっています。また、家庭では、子育てについて悩みや不安を抱える状況がみられ、家庭の教育力の向上が課題となっています。

幼児期の教育は、生涯にわたる人格の基礎を形成する大切な役割を果たしており、幼稚園においては家庭・地域と連携・協力し、子どもたちが適切な教育を受けられるよう、さまざまな教育活動の充実を図ることが極めて重要です。

また、小学校生活に適應できない「小1プロブレム」に対応し幼児期の教育と小学校の円滑な接続を図るため、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との十分な連携を図ることが課題となっています。

幼稚園等での生活が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、こどもの発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育を行うことが求められています。

■ 施策の方向性 ■

- ◆子育ての目安「3つのめばえ」を活用し、「生きる力」の基礎を育む幼児教育を推進します。
- ◆幼児一人ひとりの望ましい発達を促す教育を推進し、指導内容・指導方法の工夫・充実を図ります。
- ◆発達や学びの連続性を視野に入れた「架け橋期」の教育を充実するため、「幼保小の架け橋プログラム」を活用し、幼稚園等が小中学校と連携・協力した幼児教育を推進します。

■ 主な取り組み ■

1 「生きる力」の基礎を育む幼児教育の推進

- 幼稚園教育要領のねらい及び内容を踏まえ、幼稚園において適切な環境を構成し、幼児の興味や関心、発達の実情に応じた主体的な遊びを通して、「生きる力」の基礎を育む幼児教育を推進します。
- 子育ての目安「3つのめばえ」を活用し、「生活」「他者との関係」「興味・関心」の視点について、こどもたちの小学校以降の生活や学習の基盤を育成します。

2 幼児教育の指導内容・指導方法の工夫・充実

- 市立幼稚園においては、指導主事の幼稚園訪問での指導助言や研修会等を通して、幼児一人ひとりの発達に対応した指導内容・指導方法の工夫・充実を図ります。

3 小中学校と連携した幼児教育の推進

- 架け橋期におけるカリキュラムの工夫・改善を図り、幼稚園教育要領に示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手がかりに、幼稚園教員と小学校教員との相互交流や合同研修会の開催、幼児と児童のさまざまな交流体験等を促進し、学びの連続性を視野に入れた小学校への滑らかな接続を図ります。
- 幼稚園・保育所等と小学校との連携を深めるとともに、幼稚園・小中学校における学校間連携の研究を通し、こどもたちの発達を見通した教育の充実を図ります。



幼稚園の様子

確かな学力と自立する力の育成を図る義務教育の充実

ア 一人ひとりを確実に伸ばす教育の推進

■ 現状と課題 ■

予測困難なこれからの時代を生き抜くためには、児童生徒一人ひとりが、主体的に社会に関わり、多様な人々と協働して新たな価値を創造し、未来を切り拓く力が重要になります。

そのためには、学習指導要領にもとづき、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得し、思考力・判断力・表現力や主体的に学習に取り組む態度等を身につける「確かな学力の育成」、自らを律しつつ他者を思いやる心等の「豊かな心の育成」、心身ともに「健やかな体の育成」等、知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成が重要です。

また、特別な教育的支援を必要とする児童生徒には、個別の指導計画及び支援計画により、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援が求められます。

持続可能な社会を創り、支え、発展させる人材を育てていくうえで、これまで以上に、児童生徒一人ひとりの成長に着目し、一人ひとりを確実に伸ばす教育を推進します。

■ 施策の方向性 ■

◆川口市学力向上推進プランにもとづき、教育委員会と市立小中学校が一体となって、児童生徒一人ひとりの学習意欲を高め、学力の向上を図るとともに指導内容・指導方法の工夫・改善を進めます。

◆全国学力・学習状況調査及び埼玉県学力・学習状況調査の結果を分析し、児童生徒一人ひとりの学力向上と学校の課題改善に取り組みます。

■ 主な取り組み ■

1 川口市学力向上推進プランにもとづいた指導内容・指導方法の工夫・改善

- 児童生徒の基礎的・基本的な学習内容の定着のために、小学校低学年基礎学力定着度調査、川口国語チャレンジ、川口Sネクスト、GTEC 研修事業を発展・充実させ、児童生徒一人ひとりの基礎的・基本的な知識や技能の確実な定着と思考力・判断力・表現力の育成を図るとともに、学習意欲の向上を図ります。
- 中学校の英語の授業において、英語教授法の一つである5ラウンドシステムを導入し、自分の考えや思いを英語で表現できる生徒の育成をめざします。
- 本市独自の年次研修、教職員研修及び課題研究等を通じて、教員の指導力向上に取り組みます。さらに、指導主事の学校訪問による授業研究や、各学校のニーズに合わせた要請訪問により、教員の指導力向上と授業改善に取り組み、各学校を支援します。
- 不登校、障害、日本語指導を要する等により、特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握したうえで、必要な支援を検討し、将来に向けた自立と社会参加を視野に入れて指導内容を工夫します。

2 全国学力・学習状況調査や埼玉県学力・学習状況調査の活用

- 全国学力・学習状況調査や埼玉県学力・学習状況調査を活用し、児童生徒の基礎的・基本的な知識・技能の定着状況や、思考力・判断力・表現力及び主体的に学習に取り組む態度を把握し、児童生徒一人ひとりの学力を確実に伸ばす学習指導を進めます。
- 埼玉県学力・学習状況調査と連動した Kawaguchi ボトムアップシートの作成と活用を通して、児童生徒一人ひとりの「学力の伸び」や学習内容の定着度を把握することにより、指導の改善と個に応じた指導の実現につなげます。



5ラウンドシステム指導法による英語の授業

イ 新しい時代に求められる資質・能力の育成

■ 現状と課題 ■

複雑で予測困難なこれからの時代においては、変化を受け止め、社会への主体的な関わりや多様な人々との協働を通じて、豊かで幸せな人生を切り拓き、複雑化・多様化した社会の課題解決につなげていくことができる人材を育てていくことが重要です。

こうした状況を踏まえると、自ら問題を発見し解決する力と、困難を乗り越える精神力、十分な知識・技能を基盤として、正解のない問いや自ら設定した課題に挑戦していく思考力・判断力・表現力、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度等を発達の段階に応じて児童生徒に育成していくことが必要です。

以上のことから本市では、学習指導要領の趣旨を踏まえ、教育委員会と小中学校が一体となって、児童生徒に対して、どのような資質・能力の育成をめざすのかを明確にしながら、生きて働く「知識及び技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力」の育成、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の涵養を、バランスよく実現できる授業改善を進めていくことが重要となります。

また、ICTの活用や創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開することで、児童生徒が持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を効果的に育むことも必要となります。

■ 施策の方向性 ■

- ◆「授業が変わる！川口市のしかけ」にもとづく授業づくりに努め、各教科等で育成をめざす資質・能力をバランスよく育成し、児童生徒の思考力・判断力・表現力等や主体的に学習に取り組む態度を育成します。
- ◆一人ひとりの志、能力、適性等に応じた多様な教育の機会を提供することで、資質・能力を最大限に伸ばしていきます。

■ 主な取り組み ■

1 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善の推進

- 児童生徒が問いを持ち、発見した課題に対応するため知識・技能を駆使して、課題解決に向けて、主体的・協働的に学ぶことで、学びの質を高め、学びを深められる授業改善を推進します。
- 本市が協定を結んでいる関係機関と連携して、児童生徒のコミュニケーション能力や問題発見・解決能力、情報活用能力等、将来の予測が困難な時代を生き抜いていくための基礎となる資質・能力を育成します。

2 指導内容・指導方法の工夫・改善

- 新しい時代に求められる資質・能力の育成に向けた教育課程を着実に実施するため、研修会や指導資料を充実させ、各学校における指導内容・指導方法の工夫・改善を支援するとともに、学習評価を含むカリキュラム・マネジメントの確立を図ります。
- 学習内容や児童生徒一人ひとりの学習状況を踏まえ、個々の学習データ分析にもとづく個別学習や協働学習等、ICTを活用した学習を推進します。

3 創意工夫を生かした特色ある教育活動

- 川口の伝統や文化を学ぶ教育活動を取り入れ、これから世界で生きていくうえで必要な故郷の文化や歴史、伝統を背景としたアイデンティティを児童生徒に確立させます。
- 川口市小学生 English コンテスト、中学生英語弁論暗唱大会を実施し、優れた才能を有する児童生徒の個性を伸長する機会の提供を推進します。



川口市小学生 English コンテスト

ウ グローバル化に対応する教育の推進

■ 現状と課題 ■

政治、経済、社会、文化等、さまざまな分野にわたるグローバル化の進展に伴い、国際社会の中で生きる力がますます大切となることが想定されます。

そこで、我が国が国際社会の一員として、主体性を持って積極的にその役割を果たし、世界の平和と発展に貢献する人材を育成する教育が求められています。

また、多様な価値観を受容し、他者とともに国際的な視野を持って地域社会の課題を解決する力や外国語も含めたコミュニケーション能力を高める教育の重要性も高まっています。

このように、地球規模で多様化が進む中で、こどもたちが「生きる力」を身につけ、さまざまな課題に柔軟に、かつ、たくましく対応し、社会人・職業人として自立することができる資質・能力の育成が必要です。

■ 施策の方向性 ■

- ◆ グローバル化の進展に対応する力を育む教育を推進するとともに、幼稚園、小・中学校、高等学校における外国語活動、外国語科の授業及び国際理解教育の充実を図ります。
- ◆ 働くことの意義や好ましい職業観を育成するため、発達の段階に応じた組織的・系統的なキャリア教育を推進します。



海外派遣（アメリカ）



川口の元気夢わーく体験事業

■ 主な取り組み ■

1 グローバル化に対応する教育の推進

- グローバル化に対応する教育や児童生徒のコミュニケーション能力を高める外国語活動、外国語科の授業の充実に向けて、教員の指導力や専門性の向上、外国語指導助手や小学校における外国語専科指導教員の適切な配置等に取り組みます。
- 中学校外国語科（英語）においては、教科書を効果的に活用する指導法である5ラウンドシステムを軸とした授業改善に取り組み、「自分の考えや思いを英語で表現できる生徒」を育成します。
- 5ラウンドシステムを軸とした指導法の効果検証を把握するための手立てとして、中学校第2学年の全生徒に対し「GTEC 研修事業」を実施し、学習改善及び学習意欲の向上を図ります。英語科教員は、生徒のスコア結果をもとにした指導力向上研修を通して、生徒の英語力を伸ばすための授業改善及び指導力の向上を図ります。
- 川口市小学生 English コンテストを実施し、日々の英語学習の成果を表現することを通して英語を使う喜びや楽しさを味わわせるとともに、英語学習に対する目標を高めます。
- 本市在住の生徒を海外に派遣し、豊かな国際感覚と日本人としての自覚や責任を身につけ、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養い、グローバル社会に貢献できる人材を育成します。

2 キャリア教育の推進

- 児童生徒が主体的に自己の進路を選択できる能力を身につけることができるよう、教育活動全体を通じて、発達の段階に応じた組織的・系統的なキャリア教育を推進するとともに、家庭や地域・企業等と連携した取り組みを推進します。
- 社会人・職業人として自立できるよう、地域や産業界と連携・協力し、児童生徒の職業観・勤労観を育成します。
- 地域や産業界、関係機関と一体となって、川口の元気夢わーく体験事業（職場体験活動）を実施します。
- 学校においては、より適切な進路を主体的に選択できるよう、生徒と保護者から信頼される「生き方指導としての進路指導」を継続します。

エ 技術革新や時代の変化に対応する教育の推進

■ 現状と課題 ■

知識・情報・技術をめぐる変化のスピードは加速度的に増しており、人工知能（AI）、ビッグデータ、IoT、ロボティクス等の先端技術が急速に進展する中、情報化やグローバル化といった社会がより高度な状態へと移行していくものと考えられています。

このような予測困難な社会においては、情報や情報技術を受動的に捉えるのではなく、主体的に選択し、活用していく力がますます重要となります。未来を担う児童生徒が、情報を的確に活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑戦していけるよう、文部科学省が掲げる「教育の情報化・GIGA スクール構想の推進」を踏まえ、個別最適な学び及び協働的な学びの実現が求められています。

■ 施策の方向性 ■

- ◆情報及び情報手段を主体的に選択し、適切かつ安全に活用していくための情報活用能力を育む情報教育を推進していきます。
- ◆主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善に向けた各教科等の指導における ICT 活用を促進していきます。
- ◆校務の ICT 化による教職員の業務負担軽減及び教育の質の向上を図ります。

■ 主な取り組み ■

1 情報活用能力の育成

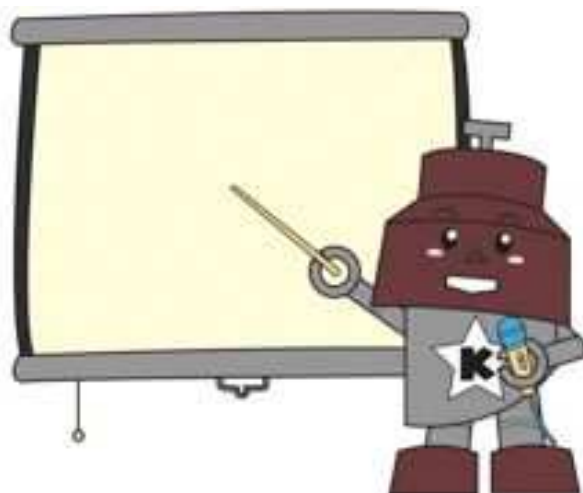
- 現行の学習指導要領において、情報活用能力（情報モラルを含む）が学習の基盤となる資質・能力として明確に位置づけられていることを踏まえ、各学校の教育課程を「情報活用能力の育成」の視点から見直し、教科横断的な教育活動の推進に取り組みます。
- 児童生徒に情報活用能力を身につけさせるために、学習指導要領で示されている3つの観点（「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」）を指導計画に記載し、学習活動の充実を図ります。
- 文字入力等の基本的操作の習得はもとより、プログラミング的思考の育成や情報セキュリティについての理解等、児童生徒の発達段階を見通した情報活用能力の育成を図ります。
- 情報社会の一員として、児童生徒が情報リテラシーを持って社会に参画できるよう、情報技術の利用に関する適切で責任ある規範意識や、情報を正しく安全に利用できる能力の育成をめざす情報モラル教育を推進します。

2 各教科等の指導における ICT 活用の促進

- GIGA スクール構想によって整備された端末の、日常的かつ効果的な利活用を推進するとともに、本市の教育課題に応じた独自の教職員研修を実施し、教員の ICT を活用した指導力及び授業力の向上に取り組みます。
- 指導主事による学校訪問において、ICT を効果的に活用した授業実践を推進し、指導助言を通じて、児童生徒一人ひとりの実態に応じた指導内容・指導方法の工夫と充実を図ります。
- 学習者用ツールにクラウド型サービスを導入することで、時間や場所の制約を超えて ICT を活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を実現できる環境の整備を進めます。
- デジタルとアナログの二項対立にとらわれることなく、双方のよさを生かした柔軟な指導が実現できるよう、教職員を対象とした研修会を継続的に実施していきます。
- 従来の対面指導に加え、一斉学習や個別学習、協働学習等、さまざまな学習場面において ICT を活用することや、デジタル教科書・教材・ソフトウェアを活用することで、リアルとデジタルを融合した授業づくりを推進していきます。
- 学校で学びたくても学べない児童生徒への遠隔・オンライン教育や、個々の才能を伸ばすための高度な学びへ対応できるよう ICT の活用を推進していきます。

3 校務の情報化の推進

- GIGA スクール構想により整備された端末を積極的に活用し、学校内でのペーパーレス会議やオンライン研修等の実施形態・方法の効率化を推進していきます。
- 現在導入されている校務系・学習系ネットワークを統合することで、データの連携・分析・利活用による学習指導・学校経営の高度化・効率化等をめざし、教員の業務負担の軽減を図ります。



オ 主体的に社会の形成に参画する力の育成

■ 現状と課題 ■

社会のさまざまな課題を解決し、持続的な発展をめざすためには、一人ひとりが主体的に社会と関わっていくことが大切です。しかし、2019年に日本を含めた9か国を対象に実施された「第20回18歳意識調査テーマ：国や社会に対する意識」では、「自分で国や社会を変えられると思う」との問いに対し「はい」と回答した割合は、日本では18.3%と、9か国中最低でした（「日本財団『18歳意識調査』調べ」）。

また、令和5年には「こども基本法」が施行され、施策に対する当事者の意思表示などの機会が確保されたことや、選挙権年齢及び成年年齢が18歳に引き下げられたことにより、若年者が社会形成に参画する機会は着実に広がっており、その重要性はますます高まっています。しかし、「若年者の低投票率」等、若年者の社会参加には課題がみられ、実際に本市でも若年者の投票率は低位のまま推移しています。

そこで、小中学校の段階から児童生徒の政治や選挙への関心を高めたり、消費者としての基本的な知識や消費者市民社会の重要性についての考え方を身につけたりすることが大変重要です。

加えて、環境問題や資源・エネルギー問題等、持続可能な社会をめざして解決すべき課題は山積しており、これらの課題を解決し、よりよい社会を築き上げるために、学校教育の中で児童生徒一人ひとりが主体的に社会形成に参画する力を育成していく必要があります。

■ 施策の方向性 ■

- ◆政治や選挙に対する関心を高め、政治に参加するための自覚を育成するとともに、よりよい社会を実現していくうえで主権者として必要なことを多面的・多角的に考え、課題を主体的に解決しようとする態度を育成する主権者教育を推進します。
- ◆自立した消費者の育成及び消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性についての理解及び関心を深めるため、体系的な消費者教育を推進します。
- ◆持続可能な社会づくりの担い手を育成するために、環境、経済、社会、文化等のさまざまな課題への取り組みをベースとし、各教科領域から総合的に取り組む「持続可能な開発のための教育（ESD）」を推進します。

■ 主な取り組み ■

1 こどもの意見表明による主体性の育成

- 社会と関わる中でさまざまな課題を自分事として認識し、その解決のために自分の意見を表明する活動を通して、こどもの主体性を育む教育を推進します。
- 学校生活や自身に関わるルールの制定や見直し等について、児童生徒が主体的に参画する取り組みを推進します。

2 主権者教育の推進

- 政治参加への意識を醸成するために、小中学校の授業で、政治的中立性に配慮しながら模擬選挙やディベート等を取り入れたり、政治や税の役割等について学んだりする等、学習指導要領にもとづき主権者教育を推進します。また、これらの事業を行う際には、外部機関等と連携し、より効果的な学習を進めていきます。

3 消費者教育の推進

- 児童生徒の発達の段階に応じて、家庭科、社会科を中心に各教科等において自立した消費者の育成等をめざした消費者教育を推進していきます。

4 環境教育及び持続可能な開発のための教育（ESD）の推進

- 環境への理解を深め、環境を大切にする心と態度を育成し、環境の保全に向けて主体的に行動できる実践的な態度や資質能力の育成をめざした環境教育の充実に努めます。
- 児童生徒の発達の段階を踏まえ、持続可能な社会を創り上げるために家庭や地域社会、NPO等との連携を図り、自然や社会の中での体験的活動を通して、持続可能な開発について考える授業を推進します。



模擬選挙

カ 特別支援教育の充実

■ 現状と課題 ■

国においては、障害者の権利に関する条約の批准を受け、障害のある子どもが障害のない子どもとともに学ぶことを大切にするとともに、共生社会をめざした「インクルーシブ教育システムの構築に向けた取り組み」や「切れ目のない支援」の充実を図るため、その環境整備が推進されています。

本市では、これまでに国や県の動向を踏まえながら、「障害の有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会」の実現をめざし、ノーマライゼーションの理念にもとづく教育を推進しています。

現在、市内の幼児期の教育・保育施設、小中学校においては、発達に課題のある幼児児童生徒が増加傾向にあり、障害やそれに伴うニーズも多様化し、特別支援教育の体制整備の充実が望まれています。特別支援教育を充実させるためには、通常の学級担任のさらなる特別支援教育への理解、特別支援学級担任や通級による指導担当教員の専門性の向上、校内支援体制の構築、特別支援学級や通級指導教室の新設や増設等の環境整備、さらには、関係機関との連携を図り、早期からの適切かつ切れ目のない支援をどのように充実していくかが、喫緊の課題となっています。

■ 施策の方向性 ■

- ◆インクルーシブ教育システムの構築に向けて、特別支援学級の設置と特別支援教育の推進のための体制整備の充実を図ります。
- ◆特別な配慮を要する幼児児童生徒への適切な指導・支援の充実を図ります。
- ◆早期からの切れ目のない教育的支援ができるように、関係機関との連携を強化します。
- ◆教員の専門性の向上を図り、一人ひとりの能力や特性を生かした効果的な指導の充実に努めます。
- ◆教育・福祉の両面から障害児とその家庭の生活の質を高め、市全体の包摂（ノーマライゼーション）を実現していきます。

■ 主な取り組み ■

1 特別支援学級の設置と特別支援教育の推進のための体制整備

- 拠点校方式を取り入れた小集団での活動機会の場の確保、特別支援学級に在籍する児童生徒数の推移や通学距離の適正化を勘案しながら、特別支援学級の設置を計画的に進めます。
- 通級による指導教員配置の基礎定数化による通級指導教室の適切な設置により、多様な学びの場を充実させます。
- 児童生徒にも「わかる」「楽しい」が実感できるユニバーサルデザインの視点を取り入れた学習環境を構築し、ユニバーサルデザインの視点が導入された授業を展開します。
- 障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた多様な学びの場を整備します。

2 特別な配慮を要する幼児児童生徒への適切な指導・支援の充実

- 特別な配慮を要する幼児児童生徒の学習の支援を効率的に実施するために、特別支援教育こども支援員の専門性を向上させ、手厚い支援体制の充実を図ります。
- 学級担任への支援方法や保護者へのアドバイス等、専門的な見地からの助言を行う特別支援教育アドバイザーによる巡回教育相談の一層の充実を図ります。
- 医療的ケア児が保護者の付添いがなくとも安全・安心に学校で学ぶことができるよう看護師の配置を含めた取り組みを推進します。

3 関係機関と連携を図る就学支援体制の充実

- トライアングルプロジェクトの観点から、早期からの切れ目のない支援ができるように、子ども発達相談センター「るるる」等関係機関と連携を密に図りながら就学相談体制を充実させます。
- 一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応えることのできる学びの場について、就学支援委員会等において多面的に検討し、適切な相談・支援を行います。

4 教職員の専門性の向上

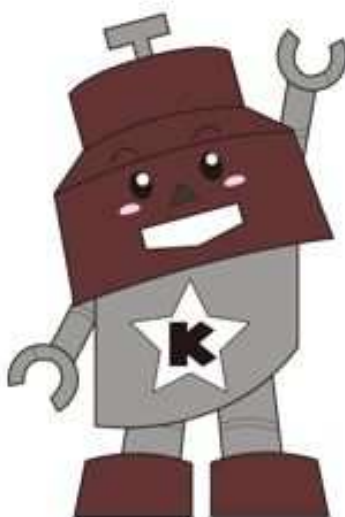
- 特別支援教育に関わる教職員研修を充実させ、教職員一人ひとりの専門性を向上させます。また、すべての市立小中学校において、特別支援教育コーディネーターを中心に、校内体制を整備し、校内支援委員会の開催や一人ひとりの課題に対応した支援方法を学ぶための校内研修等をより一層充実させます。

5 交流及び共同学習の充実と支援籍学習の推進

- 障害のあるこどもと、障害のないこどもと一緒に学ぶ機会を積極的に設けるため、授業交流や学校生活におけるあらゆる場面での交流を推進します。また、特別支援学校や特別支援学級と通常の学級との連携も図り、年間指導計画にもとづいた支援籍学習等の交流及び共同学習も積極的に推進します。
- 個別の教育支援計画の実効性向上に取り組めます。



授業の様子



キ 一人ひとりの状況に応じた支援

■ 現状と課題 ■

近年の市内外国人居住者の増加や家庭を取り巻く環境の変化等に伴い、教育をめぐるニーズは多様化しています。このような中においても、すべての児童生徒がその意欲や能力に応じて力を発揮することができるよう、一人ひとりの状況に応じた教育を進めることが一層重要になってきています。

本市の外国人児童生徒については、地域差はありますが、年々増加傾向にあり、外国人児童生徒が学校や学級に複数名在籍しているということは、本市では決して珍しいことではなく、在籍する児童生徒の国籍の多様化も進んでいます。

加えて、不登校児童生徒の増加が全国的に課題となる中、本市の不登校児童生徒数も年々増加傾向にあり、学業の遅れや進路選択上の不利益とならないよう、学びたいと思った時に学べる多様な教育機会の確保に努めることの必要性が指摘されています。

さらに、本市では、令和元年度に公立夜間中学（以下、「夜間中学」という。）が県内で初めて開校し、学齢期を過ぎた義務教育未修了者等の就学の機会を提供する学校として、多様なニーズに応じた教育を展開しており、今後もその役割へ期待が高まっているところです。

■ 施策の方向性 ■

- ◆ 帰国児童生徒や外国人児童生徒等、日本語指導が必要な児童生徒へ、きめ細かに支援します。
- ◆ 不登校児童生徒の状態に応じた学びの場と居場所の充実を図ります。
- ◆ 夜間中学における教育活動の充実を図ります。
- ◆ 学力に課題のある児童生徒に対して、一人ひとりの状況に応じた教育を支援します。

■ 主な取り組み ■

1 日本語指導が必要な児童生徒への教育支援の充実

- 帰国児童生徒・外国人児童生徒等が日本の学校生活に適應し、生活や学習に必要な日本語を習得できるよう、日本語の指導を行うための支援体制を充実させます。
- 日本語の指導を行うための教員等が配置されていない学校に対する日本語指導支援体制の充実を図り、市内のどの地域に住んでいても日本語の指導・支援が受けられるよう体制を整備します。
- 増加する初来日の外国人児童生徒への指導・支援を充実させるために、日本語初期指導教室の設置を進め、すべての学校と連携・分担体制を構築します。
- 帰国児童生徒・外国人児童生徒へ適切に指導・支援ができる専門性の高い教員の育成をめざして、日本語指導に関する研修の充実を図ります。

2 学びの多様化学校設置による不登校児童生徒への支援の推進

- 生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成することで、個に応じた教育活動の充実を図ります。
- 学びの多様化学校での取り組みを市内各校に発信する等、不登校支援の拠点の役割を担い、不登校児童生徒支援を推進します。

3 夜間中学設置によるさまざまなニーズへの支援の推進

施策3 ク夜間中学の充実（74 ページ）を参照

4 学力に課題のある児童生徒への教育支援の推進

- 埼玉県学力・学習状況調査における児童生徒一人ひとりの学力の伸びや課題を把握し、個に応じた指導に反映させ、教育支援を図ります。
- 校務の情報化、デジタル教材やソフトウェアを活用し、個々の学習データ分析にもとづく学び直し等の個別学習に対応するとともに、ICTを活用した学習支援を推進します。
- 特別な配慮を要する児童生徒の学習支援について、特別支援教育の観点から、教職員の専門性を高めるとともに、支援員の充実を図り、誰一人取り残さない教育支援体制を構築します。

豊かな心と健やかな体の育成を図る義務教育の充実

ア 豊かな心を育む教育の充実

■ 現状と課題 ■

家庭の教育力の低下や地域コミュニティの弱体化とともに、自尊感情や規範意識の低下、人間関係の希薄化が指摘されています。また、社会全体が多様化する中で、答えが一つに定まらない問いを受け止め、多様な他者と議論を重ね、自分も周囲も納得できるものを見いだす力が求められます。

このような中、児童生徒に基本的な生活習慣を身につけさせ、規範意識を高めるとともに、健全な自尊感情を育み、自らを律しつつ、他者を思いやる心や感動する心等の豊かな人間性を育む必要があります。そのため、家庭と連携し、「特別の教科道徳」（以下、「道徳科」という。）を要とした学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進することが求められています。

また、こどもたちは、他者との関わりや社会、自然環境の中での体験が不足しています。思いやりの心や規範意識、学習意欲、目的意識、望ましい勤労観・職業観等の豊かな人間性や社会性を育む体験活動等が必要です。

■ 施策の方向性 ■

- ◆道徳科の特質についての理解にもとづき、各学校において、道徳教育に関する全校的な指導体制を確立するとともに、いじめ問題や生命尊重等、さまざまな道徳的課題にこどもたちが向き合う「考え、議論する道徳」の授業の充実を図り、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育を推進します。
- ◆ライフスキルかわぐち推進委員会を設置し、児童生徒の心を育む教育を推進し成果を発信します。
- ◆児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むため、川口の元気夢わーく体験事業やライフスキルかわぐちを推進します。
- ◆自ら読書に親しみ、読書を楽しむ習慣の定着を図るために、学校・家庭・地域における児童生徒の読書活動を推進します。

■ 主な取り組み ■

1 道徳教育の充実

- 道徳科の特質についての理解と実際の指導に資する研修を実施し、各学校における授業を一層充実させるとともに、道徳教育を学校の教育活動全体を通じて行えるよう、道徳教育推進教師を中心とした校内指導体制づくりを推進します。
- 10月9日を「川口市道徳の日」として設定し、各校で道徳科の授業公開等を通して道徳教育の取り組みを家庭・地域に示すとともに、各校の取り組みを市ホームページに掲載して広く市民に発信し道徳教育の充実を図ります。

2 児童生徒の心を育む教育の推進

- ライフスキルかわぐち推進委員会において、日常生活で直面するさまざまな問題に対し、よりよい行動ができる力を育成し、児童生徒の自尊感情を育む教育を推進します。

3 川口の元気夢わーく体験事業やライフスキルかわぐちの推進

- 児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むため、道徳的実践の場としての川口の元気夢わーく体験事業等、体験活動の充実を図ります。
- 豊かな体験活動の一環として、今後も、宿泊体験学習や、職場体験活動・社会福祉体験活動等の充実を図ります。
- 市内全小中学校で実践されているライフスキルかわぐちの効果的な活用により、学校の教育活動全体を通して児童生徒の自尊感情を育みます。

4 読書活動の推進

- 児童生徒の主体的、意欲的な読書活動を支える学校図書館の図書資料や環境の整備・充実を図ります。
- 司書教諭を中心に、学校図書館司書と連携し、授業や読書活動、図書委員の児童生徒が主体的に関わる取り組みを行う等、学校図書館の利活用を推進します。
- 各学校における読書活動や読み聞かせ、ブックトーク等、児童生徒が読書に親しむ機会を提供するとともに、川口市立中央図書館等の関係機関や家庭・地域との連携を図りながら読書活動を推進します。

イ 生徒指導の充実

■ 現状と課題 ■

こどもたちの非行・問題行動の予防や解決を図るためには、学校・家庭・地域・関係機関との連携をより一層緊密にし、一貫性を持った生徒指導体制を確立することやこどもたちの絆づくりや居場所づくりへの取り組みが必要です。

少年非行については、全体的に減少傾向にあるものの、凶悪犯罪や特殊詐欺に加担する少年が後を絶たない等、予断を許さない状況にあります。また、携帯電話やスマートフォン等、SNSを介してのトラブルが増加傾向にあります。

このような現状を考えると、少年非行を防止するための取り組みやさまざまな問題に対しては、地域や関係機関が連携を図るとともに、学校と家庭が一貫性を持った生徒指導体制を確立し、取り組みを進める必要があります。

また、「小1プロブレム」や、「学級がうまく機能しない状況（いわゆる学級崩壊）」、「中1ギャップ」等への対応についても継続して取り組む必要があります。

■ 施策の方向性 ■

- ◆校内指導体制を確立し、あらゆる教育活動を通じて積極的な生徒指導を推進します。
- ◆学校・家庭・地域・関係機関と連携した非行・問題行動の防止に取り組みます。
- ◆関係機関や学校・家庭・地域が一体となって、有害環境からこどもを守る取り組みを行います。

■ 主な取り組み ■

1 生徒指導体制の充実

- 校内指導体制を確立し、児童生徒一人ひとりに対する理解にもとづいた生徒指導を推進するとともに、暴力行為等の発生時に組織的に対応する指導体制の充実を図ります。
- 学校の生徒指導上の問題や「小1プロブレム」、「学級がうまく機能しない状況」、「中1ギャップ」の解決に向け、指導体制づくりに取り組む学校を支援します。
- スクールカウンセラー、すこやか相談員・サポート相談員や教育研究所相談員等との連携を図り、積極的な生徒指導を推進します。

2 学校・家庭・地域・関係機関と連携した非行・問題行動の防止

- 学校と地域、警察、青少年対策室等の関係機関との連携を図り、いじめや非行問題行動を未然に防止するための取り組みを推進します。
- 川口市生徒指導委員会等を通して、本市における非行・問題行動の現状を明らかにするとともに、学校、警察、青少年健全育成団体と連携を図り、未然防止、再発防止に取り組みます。また、各学校間と家庭・地域、警察、防犯対策室等の関係機関とのネットワークを形成し、情報の共有と連携の強化を図ります。
- 非行防止教室や薬物乱用防止教室の内容の充実を図るとともに、保護者の参加も促し、非行・問題行動の未然防止に取り組みます。

3 有害環境からこどもを守るための取り組みの推進

- メディア上の有害情報等、社会の有害環境からこどもたちを守るために、警察職員や電気通信事業者等の外部指導者と連携して、犯罪やトラブルの未然防止に取り組みます。
- こどもたちが自らの意志で有害情報に接しないためのネットリテラシーの育成や有害情報に接することができない環境づくりに向けた、保護者や関係者への啓発活動を推進します。

ウ 人権を尊重した教育の推進

■ 現状と課題 ■

現在、いじめや児童虐待、女性、高齢者、障害のある人への差別、同和問題、北朝鮮による日本人拉致問題、インターネットによる人権侵害等、人権に係るさまざまな問題が発生しています。また近年では性的マイノリティへの差別の問題等、新たな人権課題もみられるようになりました。加えて、市内で生活する外国人も増加しており、言語・文化の違いによるさまざまな人権に係る問題も発生しています。

そのような中で、すべての市民がお互いの人権を尊重しながら、ともに生きていく社会の実現が求められています。

このような人権問題の解決のためには、学校・家庭・地域社会を通じて、児童生徒をはじめ広く市民に人権尊重の精神を培う人権教育を推進していくことが大切です。

そこで、人権に関する正しい知識を身につけるとともに、人権への配慮がその態度や行動につながるような人権感覚を身につける必要があります。

■ 施策の方向性 ■

- ◆自分の人権を守るとともに他者の人権を守ろうとする意識の向上を図るため、さまざまな人権課題に対応した人権教育を推進します。
- ◆児童生徒に豊かな人権感覚を育むための取り組みの充実を図ります。
- ◆人権教育を推進する教員の研修の充実を図ります。
- ◆関係機関等と連携し、効果的な人権教育の実践を行っていきます。

■ 主な取り組み ■

1 人権教育推進体制の充実

- 学校全体の指導方法の工夫・改善と人権教育を推進する指導者の育成を図るため、市立学校の管理職及び教員を対象とした研修会を開催し、さまざまな人権課題について理解を深めるための取り組みを行います。
- 家庭・地域社会における人権教育を推進するため、学校関係者や行政職員、人権擁護委員や各種団体等が参加する川口市人権教育推進協議会会員を対象とした人権教育研修を行います。

2 人権教育の指導内容・指導方法の工夫・改善

- 児童生徒や保護者等の豊かな心や人権感覚を育むための「人権感覚育成プログラム」（埼玉県教育委員会作成）を実践していきます。
- 教員対象の研修会等を通して、児童生徒に人権感覚を身につけさせるための指導方法の工夫・改善に取り組みます。

3 人権問題を主体的に考え行動する児童生徒の育成

- 人権問題について児童生徒が主体的に考え、人権作文や人権メッセージ等で表現する取り組みを通して、児童生徒の豊かな人権感覚を育みます。

4 さまざまな人権課題に対応した教育の充実

- いじめや児童虐待、女性、高齢者、障害のある人への差別、同和問題、外国人、性的指向・性自認、北朝鮮による日本人拉致問題、インターネットによる人権侵害等、すべての人権課題の解決に対応した教育を充実させます。



授業の様子

Ⅰ 健康の保持・増進

■ 現状と課題 ■

近年における都市化、少子化、情報化、国際化等、社会環境や生活様式が大きく変化する中、児童生徒の心身両面にわたる現代的な健康上の問題が生じています。特に、心の健康、薬物乱用、生活習慣病、アレルギー疾患、感染症等、健康問題が複雑化、多様化しており、健康教育の一層の充実が求められています。

生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送るためには、食事、運動、睡眠等における望ましい生活習慣の確立が重要ですが、特に食習慣は、こどもの頃の習慣が将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼします。食生活の多様化が進む中で、栄養バランスのとれた学校給食は、心身の健全な発達だけでなく、成長期にある児童生徒の望ましい食習慣を形成し、皆と一緒に食事をする事で人間関係を豊かにする等、多様な教育効果が期待できます。こうしたことから、重要な教育活動として食育の生きた教材となる学校給食の充実と学校における食育の推進が求められています。

■ 施策の方向性 ■

- ◆学校・家庭・地域の関係機関が連携し、児童生徒が健康で充実した学校生活を送るとともに生涯にわたって心身の健康を保持増進するための資質・能力を育成するため、学校保健活動を充実します。
- ◆不安定な思春期における児童生徒の心と体のバランスに配慮した性に関する指導や、薬物乱用防止教育を推進します。
- ◆安全・安心で栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の保持増進、身体の健全な発達を図ります。
- ◆食に関する指導を効果的に進めるために給食の時間はもとより、各教科、特別活動、総合的な学習の時間等の学校の教育活動全体を通じて、食育の推進に取り組みます。

■ 主な取り組み ■

1 学校保健の充実

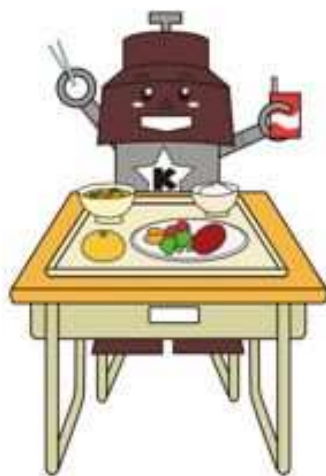
- 各学校で学校保健計画を作成し、児童生徒、教職員、PTA、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等で構成する学校保健委員会を中心に、家庭や地域の関係機関と連携を図り、児童生徒の望ましい生活習慣を培い、健康管理の充実に取り組みます。また、小学校と中学校が合同で開催する小中連携型の地域学校保健委員会を設置し、地域のこどもたちの健康課題の共有や協議等により、課題解決に向けて PDCA サイクルを生かした健康教育を推進していきます。
- 肥満・痩身、アレルギー疾患、感染症、メンタルヘルスの問題等、複雑化・多様化する児童生徒の現代的な健康課題への対応に取り組みます。また、学校保健の中核的な役割を担う養護教諭をはじめとする教職員の資質能力の向上を図ります。
- 児童生徒の発達の段階に応じ、がん、心臓病や脳血管疾患、歯周病等の生活習慣病等の疾病に関する正しい知識の普及啓発を図ります。また、疾病等に係るリスクを軽減し健康の保持増進をする方法の学習を行う等、学齢期はもとより、生涯にわたり健康の保持増進のために必要な実践力を育成する保健教育の充実を図ります。

2 性に関する指導や薬物乱用防止教育の推進

- 体育担当教員や養護教諭、学校保健担当者等が中心となり、学校の教育活動全体を通じて児童生徒の発達の段階や心と体のバランスに配慮した性に関する指導、性感染症の予防・啓発の充実を図ります。
- 薬物が体に与える影響や依存症の危険性を伝え、適切な意思決定や行動選択の基礎を培う教育を進めるとともに、地域関係機関と連携し日常生活全般を通じて薬物乱用防止を図ります。

3 学校給食の充実と食育の推進

- 成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた安全でおいしく豊かな食事を提供します。
- 楽しい食事や給食活動を通して、発達の段階に応じた食生活に対する正しい知識と望ましい食習慣を身につけるとともに、好ましい人間関係の育成を図ります。
- 食に関する知識や技能を総合的に身につけることができるよう、各教科等において食に関する指導と相互に関連づけ、学校教育活動全体で横断的に取り組みます。
- 学校給食を通して、地域特有の食文化や産業等の理解を図るとともに、生産者への感謝の心や郷土愛を育むため、地元農産物を活用する等、地産地消を推進します。
- 安全・安心で充実した学校給食の実施のため、新たな学校給食センターの整備を進めます。



オ 体力の向上と学校体育活動の充実

■ 現状と課題 ■

本市児童生徒の体力は、川口市児童生徒体力向上推進委員会での取り組みを中心に、市全体で体力の向上に努めてきた結果、上昇傾向でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、新体力テストの5段階絶対評価の上位3段階（A+B+C）の児童生徒の割合は令和2年度以降、年々低下しています。また、全国的には、こどもたちの生活全体から日常的な身体運動が減少しており、運動をすることもとしないこどもの二極化の傾向も指摘されています。体育・保健体育の目標である、生涯にわたり健康で豊かなスポーツライフを実現するためには、学校での体育授業や体育的行事、運動部活動等の体育的活動や地域のスポーツ活動の充実を図るとともに、家庭や地域とも連携し、運動好きな児童生徒の育成を通して、児童生徒に運動習慣を身につけさせることが大切です。

また、学校における運動部活動は、体力や技能の向上を図るとともに、好ましい人間関係の構築や責任感・連帯感の涵養に資する等、大きな役割を果たしてきました。しかし、今後少子化が進む中で、その運営にあたっては、学校や地域の実態に応じて、部活動指導員等外部指導者の活用や各地域クラブ等との連携による地域展開の推進、合同部活動の取り組み等、持続可能な運営体制を整えることが必要です。

■ 施策の方向性 ■

- ◆児童生徒の体力向上の取り組みをより一層推進するとともに、発達の段階に応じた体力に関する数値目標を設定し、市内全校での達成をめざします。
- ◆こどもたち自身の生涯にわたる豊かなスポーツライフの基礎を築くため、教員の指導力向上を図るとともに、学校が家庭や地域と連携して、児童生徒の生活習慣の改善や運動習慣の確立を図ります。
- ◆部活動指導員等外部指導者の拡充や各地域クラブ等との連携を図った部活動の運営を行い、段階的な地域展開を推進します。



地域クラブ活動推進



授業の様子

■ 主な取り組み ■

1 児童生徒の体力向上の取り組み

- 新体力テスト結果の考察や分析を行うとともに、児童生徒一人ひとりに合わせた具体的な「体力向上目標値」を設定します。
- 体力向上に関する情報や実践事例等を紹介し、きめ細かい指導の実践に取り組みます。

2 生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現する資質の育成

- 体育授業を中心に、教育活動全体を通して運動に親しむ取り組みを推進することで、運動好き、体育好きな児童生徒を育成します。
- 教員の体育実技に関する専門的な指導力の向上と学校体育活動における事故防止・安全性を確保するための指導者研修の一層の充実を図ります。

3 生活習慣の改善や運動習慣の確立

- 児童生徒が自ら進んで運動を適切に実践する習慣や、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活習慣を身につけ、積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質・能力を身につけるために、学校の教育活動全体を通じて、保健教育と体育、運動を関連させた指導を充実させます。
- 生活習慣の改善や運動習慣の確立に向け、学校公開日や学校保健委員会での啓発、医療関係者による講演等の地域人材の活用等、学校と家庭・地域が連携した取り組みを推進します。

4 地域と連携した部活動の運営

- 学校や地域の実態に応じて、地域クラブ等との連携を図った部活動の運営を行うとともに、段階的な地域展開を進めます。
- 教員の働き方改革の推進及び専門性を生かした指導を充実させるため、部活動指導員等外部指導者の採用拡大を進めます。
- 生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮するため、運動部活動の活動時間や休養日の適正化を進めます。

【施策2】高等学校教育の充実

高等学校教育の推進

ア 魅力ある高等学校づくり

■ 現状と課題 ■

市立高等学校には、市内の人材を育成して地域文化を支える等、本市の発展において一翼を担っていくという大きな使命があり、このような高等学校づくりの推進は、社会の変化とともにますます重要度が高まっています。

市立高等学校には、生涯にわたって学び続けることが望まれるこれからの社会にあって、生徒一人ひとりの能力や個性の伸長を図り、進路実現をかなえることが求められています。そこで大学進学実績のさらなる向上を図るために、学力向上と進路指導の充実が課題となっています。

また、旧市立高等学校3校それぞれの歴史や伝統を受け継ぎつつ、文武両道の進学校として、知・徳・体の調和のとれた人材の育成、科学技術創造立国である我が国をリードする人材の育成や、本市の将来を背負って立つ地域社会のリーダーの育成、加えて、令和3年4月に開校した附属中学校との中高一貫教育を推進することで、本市教育における学力向上を担うリーディング校としての役割も求められています。

■ 施策の方向性 ■

- ◆科学技術創造立国である我が国をリードする人材を育成する学校をめざします。
- ◆本市教育における学力向上を担うリーディング校として、社会のリーダーとなる人材を育成する学校をめざします。
- ◆多様な生徒の興味・関心や進路希望に対応し、進路保証を可能とする教育を推進する学校をめざします。

■ 主な取り組み ■

1 科学分野の知識や技術の習得を重視した教育の推進

- 理数科を中心に、探究活動、実験・実習等を通して、将来につながる「科学的なものの見方・考え方」の育成を図ります。
- 最先端科学技術を有する研究施設や大学等と連携し、研究者等による出張講義や共同研究等を実施します。

2 学力向上のリーディング校としての教育の推進

- 少人数授業を充実させ、きめ細かな教科指導の徹底を図り、学力向上に取り組みます。
- 長期留学や短期間の海外派遣、外国人講師による授業の活用等により、グローバルな人材の育成を図ります。
- 附属中学校との一貫教育を推進するとともに、小中学校と連携し、市内全体の学力向上を推進します。

3 進路保証ができる教育の推進

- 理数科、普通科の中高一貫クラスや特進クラスを核に、国公立大学・難関大学への進学をめざす教育を推進します。
- 予備校等の民間教育機関と連携し、急激に変化する入試制度等に的確に対応できるような進路指導体制を充実させます。
- 地元の企業と連携を図り、インターンシップやボランティア活動を推進し、社会的・実践的体験活動を通して働く意義について考えることで、キャリア教育を主体的に進めます。

イ 中高一貫教育推進に向けた特色ある附属中学校づくり

■ 現状と課題 ■

令和3年4月に開校した川口市立高等学校附属中学校は、「未来を創るリーダー」の育成を目標に、指導力のある教師の支援のもと、生徒を中心とした教育活動を展開し、本市教育におけるリーディング校として、魅力ある学校づくりを推進してきました。令和8年度入学生からは、募集人数を増員するとともに、出願資格を「本市内」から「埼玉県内」へと拡大し、教育課程の更なる充実を図り、埼玉県教育におけるリーディング校をめざしています。なお、中高一貫校の利点としては、以下のことがあげられます。

- ① 6年間の計画的・継続的な教育が展開できること
- ② 6年間にわたり生徒を継続的に指導することにより、生徒の個性を伸ばし、優れた才能の発見がよりできること
- ③ 中学校1年生から高校3年生まで、異年齢集団による活動が行えることにより、中学・高校別の学校では味わえない貴重な体験ができること

これらの利点を生かすとともに、充実した施設・設備も有効に活用しながら、生涯にわたって主体的に学び続ける力を身につけ、さまざまな分野で活躍できるリーダーの育成に取り組んでいます。

■ 施策の方向性 ■

- ◆高等学校と連携を図り、中高一貫教育の利点を生かしながら、社会のリーダーとなる人材を育成する学校をめざします。
- ◆学習者（生徒）を起点とした学びを軸として、学校・保護者・地域が三位一体となってこれからの社会を担う人材の育成をめざします。
- ◆中高6年間の計画的・継続的な教育課程を展開することで、一人ひとりの個性や創造性を大きく伸ばすとともに、優れた才能を発見し、幅広い年齢の集団生活を経て、社会性や豊かな人間性の育成をめざします。

■ 主な取り組み ■

1 特色ある教育活動

- 中学校1・2年生では1クラス30人未満学級による少人数授業を充実させ、きめ細かな教科指導の徹底を図り、学力向上に取り組めます。
- 45分×7時間、週33～34時間の授業展開を実施し、充実した学習活動を行っています。
- CIR（国際交流員）による授業や英語を使って、地球規模の問題について考える科目の設定等により、グローバルな視野を育成する国際理解教育を推進します。
- サイエンスフィールドワークによる科学的な体験学習や大学との連携による科学技術教育を推進します。

2 計画的・継続的な教育課程

- 中学校1・2年生を「基礎・体験」、中学校3年生・高等学校1年生を「探究・実践」、高等学校2年生を「発展・挑戦」、高等学校3年生を「飛躍・敢為」と4つの段階で捉え、生徒一人ひとりの進路実現に向けた教育課程を編成します。
- 各教科の特質に応じて、中学校の教育課程に応用・発展的な内容の学習を取り入れ、中高の継続的な教育を推進します。
- 中学校教諭と高等学校教諭の相互の教科指導による系統性を踏まえた学習指導をめざします。



川口市立高等学校・附属中学校 校舎



第2章 こどもの成長をサポートする基盤づくり

学校・家庭・地域と行政が相互に補完・連携し、併せて教育的資源を活用することで、こどものさまざまな社会経験の場や活動の場を増やします。さらに地域ぐるみの安全体制を整備し、こどもの成長をサポートする基盤強化をめざします。

<p>関連する主な SDGs のゴール</p>	<p>4 質の高い教育を みんなに</p> 	<p>16 平和と公正を すべての人に</p> 	<p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p> 
-----------------------------	---	---	--

【施策3】教育力向上のための体制づくり

質の高い学校教育を推進するための環境の充実

- ア 特色のある学校づくりの推進
- イ 教職員の資質・能力の向上
- ウ 学校組織運営の改善と働きがいのある職場づくり
- エ こどもたちの安全・安心の確保
- オ いじめ防止対策の推進
- カ 不登校児童生徒への支援
- キ 教育相談の充実
- ク 夜間中学の充実

【施策4】誰もが適切な教育を受けられる環境の充実

地域の教育力・健全育成活動の充実

- ア 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進
- イ 青少年の健全育成
- ウ 地域クラブ活動（文化芸術・スポーツ活動）の推進

【施策5】教育的資源の活用

教育的資源の活用

- ア 教育的資源の活用

【施策3】教育力向上のための体制づくり

質の高い学校教育を推進するための環境の充実

ア 特色のある学校づくりの推進

■ 現状と課題 ■

公立学校においても、各校の特色を明確に打ち出し、保護者や地域等に広く発信していくことが必要とされています。本市の子どもたちが、確かな学力と豊かな人間性を育み、健康な体と体力を向上させるためには、教育に関するさまざまな取り組みを通して学校を活性化させ、市民の信頼に応える、魅力を持った学校をつくることが求められています。

これからの社会を担う子どもたちを、たくましくのびのびと育てるためには、幅広い市民の理解と協力のもとに学校が主体性を発揮し、学校・家庭及び地域が連携して、ともに子どもたちを育てる体制を築くことが重要です。学校が自主性、自立性を発揮してさまざまな創意工夫をしながら魅力のある学校づくりを積極的に推進していくことが、各学校の特色へと結びついていきます。特色ある学校づくりを推進するために、学校の主体的な取り組みを尊重し、支援していく体制を整備することが求められています。

■ 施策の方向性 ■

- ◆コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を活用することによって、地域とともに特色ある学校づくりを一層推進させ、学校の活性化を図ります。
- ◆児童生徒の教育活動を支える支援員の配置等、学校に対して人的な支援を行うことで、教育活動を充実させ、特色ある学校づくりに結びつけていくようにします。
- ◆教育委員会の研究委嘱を計画的に行うことで、特色ある学校づくりを推進し、各校教職員の指導力を高めるとともに、教育課題について研究を深め、本市の学校教育の充実を図ります。

■ 主な取り組み ■

1 コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の活用

- コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を活用することによって、各校が特色ある学校づくりを進める中で、教育内容の質の向上や教職員の意識の向上に努め、市民の信頼に応える学校をめざして積極的に教育活動を推進していきます。また、保護者・地域の方が学校運営に参画することで、めざすべき教育のビジョンを共有し、学校を核とした地域ぐるみの学校づくりをめざします。

2 学校支援員の配置・充実

- 特色ある学校づくり推進校(地域や学校の特色を生かし、独自の推進テーマを設けた学校)を推進するため、すべての市立幼稚園・小中学校にアシスタント・ティーチャーを配置しています。知・徳・体の調和のとれた児童生徒を育成するために、学習指導の充実、学校図書館教育の充実等、各校の設定したテーマに沿った教育活動の支援を充実させることで、教育効果を上げます。
- 大学生学習支援員等のボランティア支援員に活動してもらい、かわぐち学校サポートプラン事業の充実を図ることで、授業及び部活動・課外活動等で教育効果を高めます。

3 研究委嘱の充実

- 研究領域を定め、2年間にわたって複数の教科・領域等で研究を推進します。「学力向上」「徳力向上」「体力向上」「今日的課題」「学校・地域の課題」等を研究領域として、委嘱を受けた学校がテーマに沿って研究を推進し、日々の学習指導に生かすとともに、研究成果を市内に発信し、本市の学校教育の充実を図ります。

イ 教職員の資質・能力の向上

■ 現状と課題 ■

次代を担う児童生徒一人ひとりを認め、育むためには、個々の教職員が自らの職責と学び続ける教職員としてのあり方を自覚しながら、個性を生かし、能力を発揮することが大切です。

本市の教職員の年齢構成は、大量退職時期を経て、若返ったため、学校のミドルリーダーとして活躍が期待される中堅教職員の数が少なく、初任者をはじめ若手教職員が増加しています。そのような中、学校教育の質的な維持向上を図るためには、使命感、指導力や複雑化・多様化する課題を解決する力を兼ねそなえた教職員の育成を継続的かつ着実に行うことが一層重要になってきます。

そのため、新たな教師の学びの姿の実現に向けて、教職員が主体的に学ぶ姿勢を支援しながら、教職員のキャリアステージ等に応じた研修、調査研究の充実を図り、すべての教職員一人ひとりの指導力を向上させることが求められています。

■ 施策の方向性 ■

- ◆教職員の指導力や課題解決力の向上をめざし、教職員の専門性や経験年数等、キャリアステージに応じた総合的、体系的な研修の充実を図ります。
- ◆児童生徒の豊かな心や人間性を育む方策や、今日的課題に関する研修を充実させます。
- ◆指導主事の学校訪問・学力向上訪問等による指導を通して、教職員一人ひとりの指導力の向上を図ります。
- ◆本市の教育課題に関する実践的かつ先導的な調査研究を進めます。



教職員研修

■ 主な取り組み ■

1 研修や経験に応じた総合的、体系的な研修の充実

- 教職員の年次研修を体系的に実施し、若手の段階からベテランの段階まで、着実かつ切れ目のない指導力向上に取り組めます。
- 学校長から推薦された教職員を教育研修生として任命し、学級経営や教育相談等、経験年数に応じて求められる指導力を備える研修を実施し、教職員の専門性を高めます。

2 児童生徒の豊かな心や人間性を育む教育や今日的課題に関する研修の充実

- 児童生徒の豊かな心や人間性を育むための指導力をそなえた教職員の育成をめざし、一人ひとりの自尊感情を高めるためのライフスキルかわぐちの研修や道徳科をはじめとした心の教育の充実を図るための研修を確実に実施します。
- 特別支援教育や人権教育に関する理解や取り組みを推進するための研修、不登校支援や日本語指導等に関する研修、児童生徒の安全・保健・食に関する研修を実施します。

3 学校訪問・学力向上訪問等の推進

- 指導主事による学校訪問・学力向上訪問等を通して、学習指導や生徒指導等教育指導上の諸課題について、学校へ適切に指導を行い、課題の解決を図ります。
- 各指導主事が専門性を発揮し、学校や教職員一人ひとりに応じた指導助言を通して、教職員の指導力の向上を図ります。

4 教育課題に関する実践的かつ先導的な調査研究の充実

- 課題研究や各種支援事業を活用し、今、対応が求められているさまざまな教育上の諸課題について調査研究を進め、その成果を効果的に市内の学校に広めることにより、教職員の専門性を高め、優れた人材の育成を図ります。

ウ 学校組織運営の改善と働きがいのある職場づくり

■ 現状と課題 ■

次代を担うこどもたちに生きる力を身につけさせ、豊かな人間性を育てていくためには、個々の教職員が教育に対する情熱や使命感、倫理観を持ち、学び続ける教職員としてのあり方を自覚しながら、個々の能力や個性を発揮するとともに、組織体である学校は、集団として学校の組織力を強化する必要があります。

定年退職等による教職員の入れ替わりに伴い、豊かな経験や専門的な知識、技能をどのように学校組織の中で共有し、若手教職員が継承及び活用していくかが大きな課題となっています。そのため、学校教育目標、めざす学校像、学校経営方針等の具現化を図っていくため、学校の組織力を強化するとともに、中核となる教職員の育成やリーダーシップを発揮できる管理職の育成が求められています。

また、学校や教職員に対する過度の期待、学力向上、いじめ・不登校問題等、複雑化・多様化した諸課題を背景として、多忙感やストレスを感じている教職員もいることから、こどもたちと十分に向き合うためにも教職員の負担軽減を図ることが求められています。

■ 施策の方向性 ■

- ◆学校の組織力を強化するため、中核となる教職員の育成やリーダーシップを発揮できる管理職を育成します。
- ◆各学校において、学校評価・人事評価を学校経営・学校運営に効果的に活用できるよう充実を図ります。
- ◆教職員が児童生徒と向き合う環境づくりの取り組みを推進するとともに、心身の健康の保持・増進や倫理観の醸成等、教職員への支援に取り組みます。

■ 主な取り組み ■

1 中核となる教職員、リーダーシップを発揮できる管理職の育成

- 各学校を担う管理職としての資質・能力や意識の向上を図るため、学校経営研修会や教頭マネジメント研修会等の管理職対象の研修会を実施し、研修内容等の充実を図ります。また、市立学校長会議や市立学校教頭・副校長会議等の機会を通して管理職としてのリスクマネジメントの意識向上を図り、資質・能力の育成を図ります。
- ライフステージに応じた研修会として、概ね10年経験以上の教職員を対象とした教育経営部会や主幹教諭・教務主任を対象とした教育課程研修会を実施し、学校の中核となるミドルリーダー等の育成を図ります。

2 学校評価・人事評価の効果的な活用

- 学校評価に関しては、学校自己評価重点シート等を活用して各学校が自己評価を行うとともに、学校関係者評価委員会を開催し、学校関係者評価を生かした学校経営・学校運営を推進します。
- 人事評価に関しては、教職員個々の自己評価シートを活用し、教職員の資質・能力の向上を図り、教職員が協力して学校全体を活性化させ、教育力を高めます。

3 教職員の心身の健康の保持・増進

- 川口市立学校衛生委員会を設置するとともに、各学校においても、衛生管理者・衛生推進者を選任します。併せて、全市立学校・園においてストレスチェックを実施し、それに伴う研修を充実させることで、職場環境の整備や教職員の心身の健康の保持・増進を図ります。また、産業医の指導による健康相談を実施し、健康指導を推進します。
- 教職員メンタルヘルスカウンセラーを配置し、研修会や個別の相談等を通して教職員の心身の健康保持・増進を図ります。
- 在校時間調査を毎月実施し、週1回のリフレッシュデー等を通して早めの退勤を意識させるとともに、学校における負担軽減に向けた取り組みを進め、教職員の心身の健康の保持・増進を図ります。
- 学校で発生する諸問題の早期解決及び適切な対応を図るため、弁護士や臨床心理士等、専門家による相談体制を充実させます。

4 教職員の倫理観の醸成

- 教職員による不祥事根絶に向け、経験年数に応じた研修会を実施し、倫理観の醸成に努めます。

エ こどもたちの安全・安心の確保

■ 現状と課題 ■

学校や通学路等におけるさまざまな事件、事故、災害から児童生徒を守ることが一層強く求められています。近年は自然災害が多く発生し、甚大な被害を及ぼしていることから、防災への意識も高まっています。

学校の安全指導については、学校の危機管理体制を一層充実させるとともに、児童生徒自らが危険を予測し、回避する能力を身につけさせることが必要です。自転車に起因する交通事故が多く発生していることから、交通ルールの遵守とマナー向上の意識を高める指導の徹底を図り、自転車の安全利用を推進する必要があります。また、学校に不審者が侵入する事案も起きており、不審者対応も含めた教職員の危機管理能力の向上を図ることが求められています。

さらに、学校や家庭・地域、関係機関等、地域ぐるみでこどもたちの安全・安心を確保することも求められています。

■ 施策の方向性 ■

- ◆ 日常生活に起こり得るさまざまな事象に対して、児童生徒自ら危険を予測し、回避する能力を身につけさせることができるよう、発達の段階に応じた安全教育を推進します。
- ◆ 学校の危機管理体制の整備・充実と教職員の危機管理能力の向上を図ります。
- ◆ 児童生徒の生活安全や交通安全、災害安全（防災）について、家庭や地域、関係機関と連携し、地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進します。

■ 主な取り組み ■

1 安全教育の推進

- 児童生徒の安全・安心を確保するため、すべての学校で学校安全に関する計画を検証・改善し、適切に実施します。
- 安全教育、防犯・防災教育等の視点を踏まえた各種の避難訓練等を計画的に実施することで、安全意識や自ら危険を予測し回避する能力等を身につけ、主体的に行動できる児童生徒を育成します。
- 自転車運転に関する講習会や交通安全教室の実施等により、ルールやマナーを守り、加害者にも被害者にもなることなく安全に生活できる児童生徒を育成します。また、埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例により損害賠償保険等への加入が義務化されたことやヘルメット着用の必要性について啓発を行います。

2 学校の危機管理体制の整備・充実

- 各学校において、防災マニュアルや避難所開設マニュアル、危機管理マニュアル等を整備するとともに、それらを的確に活用できるよう、教職員研修や校内研修の充実を図ります。
- ゲリラ豪雨や突風、竜巻等の自然災害にも対応できるように、各学校において、防災マニュアルを充実する等、日頃から児童生徒の命を守る防災体制を強化します。

3 家庭、地域と連携した防犯・交通安全教育の推進

- 児童生徒に対する防犯・交通安全教育を推進します。また、家庭への普及啓発や地域安全マップの活用・見直し、スクールガード・リーダーの配置、学校安全ボランティア活動の充実、学校応援団や学校運営協議会との連携等により、地域ぐるみの学校安全体制を整備します。
- 通学路の安全点検及び通学方法等の点検を随時行うことを通して、各学校における登下校時の通学路の安全確保に向けた取り組みの充実を図ります。



AED 講習

オ いじめ防止対策の推進

■ 現状と課題 ■

本市のいじめ認知件数は高い水準で推移しています。いじめは重大な人権侵害であり、許されるものではありません。いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にも、また学校外でも起こり得るものであるとの認識のもと、家庭・地域や関係機関が一体となって対応し、社会全体で解決しなければならない問題です。このような中で、すべての児童生徒にいじめを「しない」「させない」「許さない」という意識を醸成することが必要です。

また、いじめ防止対策推進法や川口市いじめの防止等のための基本的な方針等を踏まえつつ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む必要があります。

■ 施策の方向性 ■

- ◆ いじめ防止対策推進法等にもとづき、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に向けた組織的な取り組みを進めます。
- ◆ 児童生徒の他者を思いやる心や人権感覚を育成するとともに、いじめ問題の解決に社会全体で取り組む気運の醸成を図ります。
- ◆ いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた教職員の専門的な知識や技能の向上に努めます。
- ◆ いじめに悩んでいる児童生徒や保護者が相談できる体制の充実を図ります。

■ 主な取り組み ■

1 いじめ防止対策の推進

- 川口市いじめ問題対策協議会において、学校・家庭や地域・警察等の関係機関が一体となって、いじめ問題に関わる対策を協議し、いじめ問題の解消に取り組みます。
- いじめ対応教員が中心となり、組織的ないじめの早期発見・早期対応に努めます。
- いじめゼロサミットを通して、児童生徒が取り組む「いじめゼロ活動」を推進し、いじめを許さない気運を醸成します。
- ネットいじめやネットトラブル等から児童生徒を守るため、関係機関と連携し、教員への研修を実施するとともに、保護者・児童生徒への啓発を行います。
- 「いじめ予防ピンクピンバッジ」を児童会役員、生徒会役員が着用し、いじめの予防を呼びかけます。着用時期は、6月、9月、11月、2月です。
- 各学校からの、いじめ認知件数定期報告をもとに、実態把握に努めるとともに、必要に応じて、いじめの解消に向けた支援を行います。

2 相談体制の充実

- いじめ相談テレフォンや、いじめ相談メール等、さまざまな相談窓口を周知し、いつでも相談できる体制の充実を図ります。
- 教育研究所にカウンセラーを配置し、心理面で重篤な状態等、カウンセリングが必要な児童生徒や保護者の相談に対応します。
- 学校において、アンケート調査を実施し、いじめ対応教員や学年主任等、誰にでも相談できる体制を整えられるよう支援します。



いじめゼロサミット

力 不登校児童生徒への支援

■ 現状と課題 ■

本市の不登校児童生徒数は、小中学校で増加傾向にあります。不登校はどの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮することが求められます。さらには、不登校児童生徒が悪いという根強い偏見を払拭し、学校・家庭・社会が不登校児童生徒に寄り添い共感的理解と受容の姿勢を持つことが重要です。

不登校児童生徒への支援においては、本人の意思を十分に尊重したうえで、児童生徒一人ひとりの可能性を伸ばしながら、自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することをめざすことが求められます。また、児童生徒の社会的自立に向け、児童生徒一人ひとりの状態に応じた適切な支援がなされるよう、学校のみならず、家庭・地域・関係機関が連携して不登校支援を進める必要があります。

■ 施策の方向性 ■

- ◆児童生徒一人ひとりの状況に応じた、きめ細かな教育相談ができる体制の充実を図ります。
- ◆不登校に悩んでいる保護者が相談できる体制の充実を図ります。
- ◆児童生徒の不登校の未然防止、早期発見・早期対応に向けた教員の専門的な知識や技能の向上に努めます。
- ◆不登校の児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立ができるよう、さまざまな体験活動や学習の機会を提供します。

■ 主な取り組み ■

1 不登校対策の推進

- 川口市立芝園学園中学校(学びの多様化学校)を令和8年4月に開校し、学びたくても在籍する学校に行くことのできない生徒のための特別の教育課程を編成し、不登校生徒を支援します。
- 各中学校区に教育相談支援員を配置し、相談活動や家庭訪問等を行う等、児童生徒一人ひとりに寄り添った教育相談活動を推進します。
- 教育研究所にカウンセラーを配置し、心理面で重篤な状態等、カウンセリングが必要な児童生徒や保護者の相談に対応します。
- 不登校に係る調査を継続して実施しつつ、課題を抱える学校には指導主事が訪問して対策を検討する等、未然防止を図るとともに、早期発見・早期解消に努めます。
- 児童生徒が明るく安心して学べる学校づくりの実現のため、教員に対する研修を充実し、不登校の未然防止、早期発見・早期解消に努めます。
- 校内教育支援センター(ほっとルーム)の設置を促進し、学校内における教室以外の居場所を確保することで、不登校児童生徒の心理的安定を図ります。

2 学校復帰等の意欲に応える機会の提供

- 学校へ行きたい意思がありながら登校できない児童生徒に対し、一人ひとりの意欲に応える体験活動や学習機会を提供するため、教育支援センター(中学校:チャレンジスクール・小学校:わくわくスクール)を開設し、社会的自立に向けた支援を行います。
- 不登校児童生徒の実態に応じながら学習の機会が得られるよう、支援を行います。
- 不登校児童生徒の社会的自立への一助とするため、保護者とともに不登校を考える会を開催します。



わくわくスクール・チャレンジスクール

キ 教育相談の充実

■ 現状と課題 ■

現代は超少子高齢化や急速なグローバル化の進展、デジタル技術の発展等、社会は急激に変化しており、将来の予測が困難な時代となっています。予測困難な時代を象徴する事態として新型コロナウイルス感染症の感染拡大がありました。学校の臨時休業や教育活動の制限等の対策がとられましたが、体力の低下や、不登校児童生徒の増加等を含め、児童生徒の心身の発達への影響が懸念されています。生徒指導上の諸問題は、極めて多岐にわたるものとなっています。いじめの重大事態の発生件数や児童生徒の自殺者数は増加傾向であり、憂慮すべき状況です。また、不登校児童生徒数も増加しており、個々の状況に応じた適切な支援が求められています。さらに、児童虐待、ヤングケアラー、貧困等、こどもを抱える困難は多様化・複雑化しています。これらの解決のために、教育研究所や各学校における教育相談体制の一層の充実が求められています。

■ 施策の方向性 ■

- ◆学校における教育相談体制の整備・充実を図り、児童生徒一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな教育相談活動を推進します。
- ◆教育研究所における教育相談環境の整備・充実を図り、児童生徒の心理や福祉に関する多様な相談にも対応できる教育相談体制づくりを推進します。
- ◆学校・家庭・地域・関係機関が連携を図り、増加する不登校等、生徒指導上の諸問題に関わる未然防止、早期発見・早期対応、早期解決に取り組めます。
- ◆教育全般についての悩みや不安を抱える家庭への相談に応じます。

■ 主な取り組み ■

1 学校における教育相談体制の整備・充実

- 管理職、教育相談支援員、スクールカウンセラー、いじめ対応教員、教育相談担当教員、担任等が連携を図り、校内教育相談体制の整備・充実を推進します。
- 教育相談の研修会や、校内研修会を通して、質の高い教育相談活動に必要な理論や技法、態度を身につけた教職員や教育相談支援員の育成を図ります。
- 指導主事による学校訪問での指導助言や、スクールソーシャルワーカーによる支援計画の立案等、さまざまな問題の解決に向けた支援を行います。

2 教育研究所における教育相談体制の整備・充実

- 教育研究所に、教育相談員やカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を配置し、さまざまな相談に対応し、問題の解決や悩みの解消に向けた支援を行います。
- 児童生徒の相談活動を行う教育相談支援員を各中学校に配置します。また、ひきこもり等の児童生徒には訪問相談員が家庭を訪問し、学校との連携を図りながら相談・支援を行います。
- 精神的な面で不安を抱える児童生徒に対して、専門医が教育研究所において相談を行います。
- 保護者や学校から申し込みがあった学校不適應や就学に関する相談に対して、指導主事や特別支援教育アドバイザーが学校を訪問し、相談・支援を行います。

3 学校・家庭・地域・関係機関との連携

- いじめに関する相談電話への対応や、いじめ相談メールの設置により、未然防止、早期発見・早期対応、早期解決に努めます。
- 解決困難な事案については、スクールソーシャルワーカーや関係機関を交えたケース検討会議を実施し、解決に向けた支援に取り組みます。
- 教育支援センターを市内に設置し、不登校児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立に向かえるよう、小集団での人間関係づくりや学習、教育相談等を行います。
- 発達に課題がある、または、あると思われる幼児（年長）や児童生徒の相談と、適正な就学の支援について、保護者とともに進めていきます。

ク 夜間中学の充実

■ 現状と課題 ■

平成28年12月に成立した、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律にもとづき、戦後の混乱期に学校に通えなかった方や不登校等、何らかの事情により学校で十分学ぶことができなかつた方、さらには外国籍の方等に対する学習機会の提供を目的に平成31年4月に埼玉県内初の夜間中学として、芝西中学校陽春分校（現在は「芝園学園中学校陽春分校」）を本市に開設しました。

生徒は、埼玉県内全域から受け入れており、学齢期を超えた15歳以上の方であれば、国籍を問わず入学することができます。入学した生徒は、卒業後の進路に目標を持ち、夜間中学での生活が大切な学びの場となっています。

こうした状況を踏まえ、学びを求める生徒の多様なニーズを受け止めながら、より一層の教育内容の充実を図ることや、施設設備面の充実を図ることが今後の課題となっています。

■ 施策の方向性 ■

- ◆ 公立の中学校として、学習指導要領にもとづいた指導を実施するとともに、一人ひとりのニーズに適した学びの場となるよう教育課程の充実を図ります。
- ◆ 日常の学校生活を通して日本の文化やマナーについて学習することで、多様な生徒の実態に対応した学習活動の充実を図ります。
- ◆ より充実した環境での教育の機会の確保に向けて、環境の整備を図ります。

■ 主な取り組み ■

1 学習指導要領にもとづく教育課程の編成

- 学習指導要領にもとづいて、一人ひとりのニーズに応じた教育課程を編成します。
- 美術、技術、家庭等の技能教科については、作業が継続しやすいよう、一定期間にまとめて時間割を編成します。
- 在籍生徒が多国籍であることから、さまざまな国の文化や考え方を認め合えるよう国際理解教育の充実を図ります。

2 一人ひとりの生徒に応じた指導の充実と人的支援

- 学習支援員の配置等の人的支援を行い、生徒一人ひとりを手厚くサポートできる指導体制の充実を図ります。
- 特に、学力に差が出やすい数学や英語、基礎体力の違いがある保健体育については、工夫した少人数指導を推進していきます。
- 外国籍の生徒に対しては、日本語の授業や日本の文化やマナーに関する授業を行います。
- 日本語の習得が十分でない、さまざまな母語を持つ生徒の日本語学習をより一層推進させるため、日本語指導教員の研修を充実させます。
- 指導主事による学校訪問を通して、学校と一体となって夜間中学としてのカリキュラムのあり方や授業改善を図り、生徒一人ひとりの学びを充実させます。

3 「学校」としての体験活動の充実

- 学校生活を十分に体験できなかった生徒もいることから、入学式、卒業証書授与式等の儀式的な行事や、校外学習、体育祭、合唱コンクール等の学校行事の充実を図ります。

4 夜間中学の施設整備

- 夜間中学は、平成31年4月の開校以来、旧県陽高等学校の一部を暫定的な校舎として活用してきましたが、令和6年度に専用校舎が完成しました。より充実した環境での教育の機会を確保し、きめ細かな教育の充実を図ります。

【施策4】誰もが適切な教育を受けられる環境の充実

地域の教育力・健全育成活動の充実

ア 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進

■ 現状と課題 ■

こどもの心や体の成長には、学校だけでなく、家庭や地域も大切な役割を担っています。学校・家庭・地域が役割分担を明確にしつつ、相互に補完し、連携してこどもの成長を見守る必要があります。こどもたちへの教育を地域の豊かなつながりの中で推進するためには、地域の教育力を学校に取り込むとともに、地域の拠点として学校が積極的に家庭や地域に働きかけることが重要です。そうした取り組みにより、家庭・地域の絆が深められ、学校の教育力も高められることが期待されます。本市では、地域の住民の参画を得て取り組む学校応援団や放課後子供教室の活動を基礎に、学校と地域の住民、保護者、企業や団体との関係を、連携・協働という双方向の関係に発展させ、地域全体でこどもの学びや育ちを支えることが求められています。

■ 施策の方向性 ■

- ◆幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体でこどもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」をめざし、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う地域学校協働活動を推進します。
- ◆学校応援団の活動を充実させることで、学校の教育活動の充実を図るとともに、住民等の学習成果の活用機会の拡充や家庭・地域の教育力の向上を図ります。
- ◆学校・家庭・地域・関係機関等が連携を図り、経済的支援が必要と認められる家庭への支援やこどもたちの放課後の安全・安心な居場所づくり等に努めます。
- ◆家庭の教育力の向上を図るため、家庭教育に関する学習機会を広く設ける等、社会全体で取り組みます。

■ 主な取り組み ■

1 地域学校協働活動の推進

- 学校と地域の関係連携・協働に発展させるため、学校応援団やPTA等、今までの活動を踏まえ、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、学校・家庭・地域の連携・協働を一層推進します。
- 「社会に開かれた教育課程」の円滑な実施のため、地域の人々や団体による緩やかなネットワークの整備を支援します。
- 地域の住民の学校教育への主体的な参画により、市民の多彩な力の発揮、学校・地域の新たな関係を通じた学びや持続可能な地域の再生につなげます。

2 学校応援団の活動の充実

- 学校応援団の活動を通じて、学校における学習活動、安全確保、環境整備等のボランティアとして保護者や地域住民の参加を促し、学校・家庭・地域が一体となったこどもの育成を推進します。

3 学校・家庭・地域・関係機関等が連携した教育活動の充実

- コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を活用し、学校・家庭・地域の連携・協働をさらに強化し、地域とともにある学校づくりを推進します。
- 経済的支援が必要と認められる家庭への就学援助や奨学資金貸付、学習支援ボランティアによる中学生・高校生への学習教室等の支援に努めます。
- 地域住民等の参画を得て、学習やさまざまな体験・交流活動の機会を提供する放課後子供教室等の事業を通じて、こどもたちが心豊かで健やかに育まれる環境づくりに努めます。

4 家庭の教育力の向上

- 子育ての目安「3つのめばえ」や埼玉県家庭教育アドバイザー、保護者向けの「親の学習」プログラム等の活用を促進し、家庭の教育力の向上を推進します。

イ 青少年の健全育成

■ 現状と課題 ■

少子化・核家族化やライフスタイルの多様化が進展し、地域とのつながりが希薄化した現代では、こどもの活動の場は狭い範囲にとどまる傾向があります。一方、インターネットやスマートフォンの普及等により、こどもの行動やコミュニケーションの広がりや周囲から認識されにくく、問題が深刻化しやすくなっています。また、女性の就業割合の上昇に伴い、放課後や週末等にこどもが安心して生活できる居場所を確保することが喫緊の課題となっています。

このような中で、こどもを健全に育成するためには、こどもが自ら考え、行動する習慣を身につけ、自己肯定感を持って成長できるよう、自然体験や生活体験の機会を提供するとともに、地域活動等を通して、積極的な社会参加を促すことが大切です。

また、こどもを取り巻く環境が変化する中で、ニートやひきこもり、不登校、発達障害等、さまざまな要因により社会生活を送ることに困難を抱えるこどもへの対応が求められています。

■ 施策の方向性 ■

- ◆こどもが自ら考え、行動する習慣を身につけ、自己肯定感を持って成長できるよう、各種取り組みを進めるとともに、地域活動等を通して、社会参加を促します。
- ◆こどもに体験活動の機会を提供する青少年団体の活動を促進するとともに、指導者の養成等に取り組めます。
- ◆こどもを非行や犯罪から守り、健全な育成に望ましい環境づくりを進めるとともに、困難を抱えるこどもを支える体制づくりを推進します。
- ◆放課後児童クラブの質の向上と機能の充実に取り組めます。

■ 主な取り組み ■

1 青少年の育成と社会参加の促進

- こどもが生きる力を身につけ、将来、自立した社会生活が営めるよう、各種体験事業等を実施します。
- 地域活動やボランティア活動、世代間交流等への積極的な参加を促し、地域への愛着や連帯意識、他者を思いやる心等を育てます。

2 青少年団体活動の奨励と指導体制の充実

- こどもに体験活動の機会を提供する青少年団体の活動を促進します。
- 講習会や研修会を実施し、指導者の養成や知識・技術の向上に努めます。

3 家庭・学校・地域社会等の連携による環境づくりの推進

- 家庭・学校・地域社会等と連携し、こどもを非行や犯罪から守り、健全な育成に望ましい環境づくりを推進します。また、市民意識の高揚を図るため、啓発活動等を継続的に展開します。
- 困難を抱えるこどもを社会全体で支援する体制づくりを推進します。

4 放課後児童クラブの質の向上と機能の充実

- 各小学校と連携し、余裕教室の活用に加え、新たにプレハブを整備する等、クラブ室の拡充に努めます。
- クラブ支援員の人材確保及び人材定着のため、仕事の魅力向上やキャリアアップの下支えに努めます。



自然体験村



通学合宿

ウ 地域クラブ活動（文化芸術・スポーツ活動）の推進

■ 現状と課題 ■

地域クラブ活動の推進は、これまで学校単位で部活動として行われてきた文化芸術・スポーツ活動を、地域全体で関係者が連携して支え、少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的に活動に親しむ機会を確保・充実することを目的に、全国的に進められている取り組みです。

国は、令和8年度～13年度を「改革実行期間」（前期：令和8～10年度、後期：令和11～13年度）とし、「休日については、改革期間内に、原則、すべての学校部活動において地域展開の実現を目指す」とともに、「地方公共団体においては、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整しつつ、地域の実情等に応じた取組を実施すること」としています。

推進にあたっては、地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備や、指導者等の質の保障・量の確保、活動場所の確保、大会やコンクールの運営のあり方、生徒・保護者等の関係者の理解促進等、さまざまな課題があることから、幅広い関係者の理解と協力の下、地域全体で連携して進めていく必要があります。

■ 施策の方向性 ■

- ◆ 令和9年9月を目途に、まずは休日の活動を地域クラブ活動として推進し、同時に平日の活動についても検討を進めます。
- ◆ 生徒のニーズに応じて、これまで学校部活動で実施されていた種目のみならず、さまざまな種目の地域クラブ活動の推進をめざします。
- ◆ 60万人都市である本市のスケールメリットを生かし、現在活動している地域クラブや少年団、公民館等で開かれている講座等、既存の団体も活動の受け皿として整備します。

■ 主な取り組み ■

1 地域・学校と連携した推進

- 学校関係者や、保護者代表、文化芸術やスポーツ活動を統括する団体の代表、地域クラブの指導者等の関係者による推進協議会を継続的に開催することで、よりよい推進へとつなげます。
- 地域・学校と連携し、市内学校施設や市内公共施設を、地域クラブ活動の主な活動場所として確保し、参加者、保護者、指導者の安全・安心な活動を推進します。

2 モデル事業の実施

- 地域クラブ等団体によるモデル事業を実施することで、地域クラブ活動の推進へ向けた、各種課題の解決方法や、活動の成果、指導・運営体制等の検証を進めます。

3 指導者の量と質の確保

- 人材バンクを設立する等、指導者を継続的に確保することができるシステムを構築し、地域クラブ等団体の指導者、指導を望む学校教員、大学生、一般市民等、指導者として見込まれる人材の確保を進めます。
- 地域クラブ活動を統括する組織による、継続的な研修の実施や、指導者資格の取得を推進することで、指導の質の向上をめざします。

4 市民の理解促進

- 「広報かわぐち」や各種チラシ、市ホームページ等への掲載、市民向け説明会の開催等を通じて、地域クラブ活動の推進について広く周知・広報を行い、市民の理解促進を図ります。



地域クラブ活動

【施策5】 教育的資源の活用

教育的資源の活用

ア 教育的資源の活用

■ 現状と課題 ■

グローバル化が進展する中、現代の子どもたちには、自分たちが暮らすまちへの理解や、地域に対する愛着を深めることが求められています。

自分たちが暮らしている地域や社会の中にも、視点を持って見つめ直すと学習の中で活用できる地域資源・人材が数多く存在しており、それらの教材化及び活用を積極的に図っていくことは、大変重要であると考えられます。将来を担う子どもたちが地域の人たちと直接ふれあったり、ともに活動したりすることに加え、豊かに生きていくための力を一人ひとりに身につけさせ、その力を地域で発揮できることが求められています。

■ 施策の方向性 ■

- ◆ 児童生徒が見学や体験的活動等、さまざまな活動を展開するためにも、関係機関と連携を図りながら地域資源・人材の有効的な活用を推進します。
- ◆ 関係機関と連携を図りながら、社会に対する児童生徒の関心を高め、社会についての理解を深める教育を推進します。

■ 主な取り組み ■

1 身近な地域資源・人材の有効的な活用

- 公民館、図書館、科学館、文化財センター等の公共施設及びそこで働く人や利用する人、工場、農家、店、商店街等の地域の産業や生活に関わるもの等、身近な地域資源を教材として取り上げ、学習を深めていきます。特に、実際に児童生徒が現地を見学したり、直接関係者から話を聞いたりする体験的な活動を重視した学習を行うためにも、関係施設、関係の深い人々と連携を図り学習効果を高めます。
- 生涯学習施設と学校が連携したさまざまな事業を実施することで、児童生徒の学習意欲を高めるとともに、参加・体験活動を通じた学習効果の向上を図ります。
- スポーツ少年団や子ども会等、こどもたちが日常的に地域で活動できる場を提供する団体を支援します。こどもたちは、こうした地域での活動を通じて、学校教育での学びに加えて、地域の大人との関わりや、仲間とともに協力して課題に取り組む機会を得ることができます。これらの経験を重ねることで、社会の中でたくましく生きていくための力を育みます。

